建設水道常任委員会及び決算審査特別委員会(第四分科会)

平成23年9月12日(月曜日)午前10時00分開会

出席委員(7名)

委	員	長	岡	本	真	芳	君	副	委	員	長	畄	部	瑞	穂	君
委		員	大	野	恭	男	君	委			員	鈴	木		紀	君
委		員	髙	久	好	_	君	委			員	人	見	菊	_	君
委		員	木	下	幸	英	君									

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

建設部長	君	島		淳	君	都市計画課長	若日	日目	好	_	君
都市計画課長 補 佐	藤	田	_	彦	君	都 市 計 画 課 都市計画係長	富	Щ	芳	男	君
都 市 計 画 課 開発指導係長	小	出	浩	美	君	都市計画課 区 画 整 理 事 務 所 長	芳	賀	良	輔	君
都市計画課事業担当副主幹	Ш	﨑	孝	雄	君	都市計画課 管理担当 副主幹	平	石	敬	雄	君
都市整備課長	須	藤	清	隆	君	都市整備課長 補 佐 兼 建 築 係 長	人	見	勝	男	君
都 市 整 備 課 都市整備係長	大	木		基	君	都 市 整 備 課 住 宅 係 長	江	連	宣	仁	君
道路課長	舟	岡		誠	君	道 路 課 長 補 佐 兼 建 設 係 長	釣	巻	正	己	君
道 路 課管理係長	菊	地	広	幸	君	道 路 課 維 持 係 長	増	子	芳	典	君
道 路 課 用 地 係 長	大	武	康	弘	君	道 路 課河川係長	吉	澤	克	博	君
建 築 指 導 課 参 事 兼 課 長	竹	沢		茂	君	建築指導課課 長補佐 兼審査係長	松	本	正	彦	君
建築指導課 指導係長	松	村	儀	久	君						

出席議会事務局職員

議事日程

- 1.開 会
- 2.委員長あいさつ
- 3.審查事項

〔建設部〕

・建設部長あいさつ

〔都市計画課〕

- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 8号 平成22年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔都市整備課〕

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第48号 訴えの提起について

決算審査

・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔道路課〕

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号) 決算審査
- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔建築指導課〕

- ·議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号) 決算審査
- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4. その他
- 5. 散会

開会 午前10時00分

委員長あいさつ

岡本委員長 それでは皆さん、おはようございます。

本日、招集となりました建設水道常任委員会に ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ありがと うございます。

さて、本定例会において当常任委員会に付託された案件は、補正予算案件4件、その他の案件1件の計5件であります。また、決算審査特別委員会に付託されました案件の中で、当分科会で審査する案件、決算認定案件5件については、随時決算審査特別委員会第4分科会に切りかえて審査を行います。委員各位におかれましては、慎重なる審議とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

都市計画課の審査

岡本委員長 それでは、早速これより3、審査事項に入ります。

まずは、建設部長のごあいさつをお願いいたし ます。

君島建設部長。

君島建設部長 (挨拶。)

岡本委員長 ありがとうございます。

出欠状況の確認をお願いしたいと思います。

君島建設部長 (執行部出席員紹介、出欠確認) 岡本委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまから建設水道常任委員会を 決算審査特別委員会第4分科会に切りかえ、都市 計画課の審査を行います。担当の皆さん、ご苦労 さまです。 認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

岡本委員長 それでは、認定第1号 平成22年度 那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを 議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

若目田都市計画課長 (認定第1号について説明。)

岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 (市政報告書)28ページ、先ほど説明が 県支出金の中の土地利用推進費ということなんで すが、これの面積とか場所なんかはわかると思う んですが、それについてちょっと説明を。

岡本委員長 答弁お願いします。

若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 これにつきましては、39万8,000円の内訳ですが、均等割りが7万5,000円と、あとはそれぞれの届け出によっての件数で金額が出ておりますが、場所と面積については5,000㎡以上の届け出なんですが、大変申しわけないんですが、届け出があったところの場所につきましては、場所まではちょっと今手持ち資料がございませんので、後で出したいと思うんですが。

鈴木委員 ページ212ページ、委託料ということで新町地区と関谷地区ということなんですが、これはいつから分譲していて、総区画数が幾つあって、今現状売れているのがどのぐらいあって、残区画どのぐらいあるのか。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 新町と関谷に分譲地がございますが、これにつきましては、新町の場合には17区画あるわけなんですが、そのうち現在残って

いるのは13区画ということで、まだ13残っております。これにつきましては年度が平成13年1月から。

関谷につきましては、全体で36区画あったんですが、これにつきましては、残りが23区画ということで、まだこれも残っている状況にあります。 関谷につきましては、平成10年から分譲しております。

ちなみに土地の単価につきましては、関谷につきましては大体坪単価でいきますと7万円台の後半、8万円台から10万、9万8,000円、10万ぐらいの。8万から10万ぐらい。関谷ですね。

新町のほうはちょっと分譲したときの単価がかなり高いせいもありまして、大体新町ですと12万ぐらいの坪単価ということで、結構高いというのが、今のこういうような価格が不動産が安くなっている状況の中で、単価が高いというようなこともありまして、なかなか売れないというのが一つの要因だと思います。そのときの分譲したときの単価が結構高かったというようなことなものですから、原価からいってなかなか安くするのが難しいというような状況も一つございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 新町についてはもうことし平成23年ですよね。10年で4区画しか売れなかったということでしょう。単価だけなのか、その宣伝をしているのかどうか。

若目田都市計画課長 看板とか立てて分譲地のところに。

鈴木委員 関谷については平成10年というから13 年で13区画売れたということなんだけれども、そ ういうものというのは広報とかそういうものに売 り出しというのは載せないんですかね。こういっ たものだけれども、新町の近くにも稲村小学校、 あそこの左側のほうでも分譲だって相当売れて、 新しいうちもぼんぼん建っているんだよね。いつの間にこんなに建っているのかなというぐらい建っているにもかかわらず、13区画も残っているというのは、ちょっと努力不足というか、悪く言ったら職務怠慢だなと。財産残っているわけだからな。もっと努力してもらいたいなと思うんだけれども、単に単価だけなのか。そこら辺のところは努力というか、購買に向けてのそういうものは何かしているのかどうなのか、そこを聞きたいと思うんです。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 インターネットに載せているんですが、分譲については。広報については最近出していないというような状況が確かにございますので、そういったことにつきましては、今後十分にPRをしていきたいと思っております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今インターネットと言っていましたけれども、いつ更新しているのかな。インターネットに売り出しましたよと。その売り出ししましたよという日にちがいつ売り出し日にちで出したのかと。最近ではいつ出したのですか、インターネット。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 インターネットはもう前からずっと継続的に載せてあります。

鈴木委員 というのは、ちょっと話があれだけれども、ホームページの中で情報見ていくでしょう。そうすると、いつ更新日というのが2008年、2006年とかというのに更新したきり全く更新していないのもあるわけだよ。そういうのも結構今、那須塩原市のホームページは多い。だから、そういうことを考えると、常々更新日は新しい日で更新しているのかどうなのかという、そこら辺のところはあるのかなと思うんだよね。そこら辺どうなん

でしょうね。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 確かにホームページ見ますと、そこまでに行き着くまでになかなか時間がかかるというのもありますので、更新していく最新のやつにしていけば見やすいかなというところもありますので、その辺につきましては、検討させていただいて、わかりやすいような方向に持っていきたいと思います。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 213ページの広告料、那須塩原市那須塩原駅北土地区画整理事業ということで、広告料で先ほど説明がありましたよね。区画整理地内保留地(宅地)公売情報掲載。この情報掲載もそうなんですが、宅地的には区画と言っていいのかわからないんですが、何区画ぐらい残っているのか、売り出ししているのかというのと、情報掲載ということで、やはりどこに情報掲載しているのか。僕なんかでは余り見たことないような気もするんで、そこら辺のところちょっとお聞きしたいんですね。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 区画整理につきましては、 西地区につきましては、小さい区画も含めてなん ですが、5区画ございます。大体小さいのですと 90㎡から大きいので750㎡のもので、全体で1,777 ㎡ほどございます。

それと、北地区につきましては、全体で51あるうち23区画ということで、この23区画のうち10区画はまだ未造成ということで、実質的には23から10を引きますので、13区画ということになりますが、面積では1万5,952㎡ということでなっております。

これらにつきましては、この保留地のPRでございますが、これにつきましては、不動産情報サ

イトというのがございまして、株式会社ネクストというところがありまして、そこに広告掲載ということで、掲載をしておりまして、そのほかに区画整理の場合には広報誌に載せて、その土地の販売のPRを行っております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今まで売れてきたんですよね、そうするとね。ネクストに出して、それでやはリネクストを見てこういった土地があるんですねという形で情報効果というか、そういうものはあったんでしょうかね。そこら辺のところは掌握しているのかどうなのか。

平石管理担当副主幹 実際、市のほうに問い合わせ的にはこちらを見てということでは20件ぐらいです。サイトの方の閲覧としては月に大体200件ぐらいはあるんじゃないかなと。実際に購入に当たっては、これを見た方で購入した方は残念ながらいなかったかな。市のほうのホームページとか広報見てという方だけでした。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そのネクストというのは、どちらかというと首都圏、東京とか埼玉とかそちら向けの情報誌なんでしょうかね。

岡本委員長 どうぞ。

平石管理担当副主幹 全国紙。日本全国の情報が 入っているところで、例えば栃木県であれば栃木 県とか、那須塩原市のほうで検索してというふう な形。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 問い合わせはあっても買うところまではいかなかったと。まだ市のほうに問い合わせがあったほうが買い手はあったという、ネットを見てという形で。もうこのネクストとのつき合いというか、広告出して長いんですか。そこら辺のところはどうなんですか。

岡本委員長 平石管理担当副主幹。

平石管理担当副主幹 ネクストさんにつきまして は、去年初めてで、今年度については廃止という 方向で検討しております。効果がないということ で。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、そのネクストは効果がなかったということで、その代替とは言わない、かわりのものは何か考えているものはあるんですか。 平石管理担当副主幹 今年度についてはありません。市のほうのホームページに。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、その後何かこういう情報 誌的なもので出す考えというのは、それはないと 言っていいのかなと思うんですが、そこら辺のこ とはどうなんですか。

岡本委員長 芳賀区画整理事務所長。

芳賀区画整理事務所長 基本的にございません。 鈴木委員 了解です。

岡本委員長 ほかにございますか。

副委員長。

岡部副委員長 213ページの委託料のところ、下のほうです。そこに移転補償再積算業務というのが、ごめんなさい、その下の換地計画準備業務というのがありまして、質問を受けたことを伺いたいと思うんですが、カゴメさんの前の道路が拡幅されるという予定がございますね。西那須野です。そうしまして、そこに在住しております人の換地に関しての予定地というんでしょうか、工場の場合はどこか工場予定地でいろいろと優遇されているような場所があるんでしょうか、伺いたいと思います。

岡本委員長 これ、ここでの関係ないですよね。 那須塩原駅の北ですものね。これはカゴメ関係ない。 若目田都市計画課長 西那須野のところ、これとは関係ないですね。

岡本委員長 これとは関係ない。ほかにございますか。

髙久委員。

髙久委員 同じ213ページです。

報酬のところで、非常勤役員報酬で、新任の9人というのですが、これ。やっぱりこれ学識者とか、そういうのとあとはどのぐらいの報酬なのか。 岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 これにつきましては、おっしゃられましたように学識者とか、あとは選挙によってでありまして、報酬につきましては、市の庁内で決まっておりまして、7,400円1日ということで……

岡本委員長 7.000円幾らですか。

若目田都市計画課長 7,400円。

髙久委員 年に何回ぐらい。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 これは定期的にやるということではなくて、その必要に応じて審議会を開くということでございまして、この場合には10月に開催したわけなんですが、仮換地の変更と保留地の変更ということで審議をいただいたものでございます。

岡本委員長 よろしいでしょうか。

高久委員 あと215ページ、繰り越しのところで、 先ほどの説明の中で工事がおくれて繰り越しになったということなんですが、おくれた理由という のは何なんでしょうか。

岡本委員長 どうぞ。

芳賀区画整理事務所長 21年度繰り越し分につきましては、補償工事に伴う補償補填及び賠償金ということですので、直接工事とは関係ありません。 岡本委員長 よろしいでしょうか。 ほかにございますか。

人見委員。

人見委員 さっき鈴木委員のほうから質問があった新町関係の価格関係についての、なかなか売れないという関係で、価格の設定のことについての検討なんかして、それと西地区関係等については若干なりとも何回かに分けて価格の値下げというか、そういうのがあったと思うんだけれども、そこら辺のことについて検討されていたのかどうなのか。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 価格については、当初の価格は多分14万円ぐらいだと思っているんですが、それから比べると10万円台ですから、平成18年に見直しをやりまして、価格が今の価格になっております。価格につきましては、地価の公示価格を参考に見直しをやっておりますので、ほぼそれらを今随分使っていますので、それらも検討して見直しをしなければならない状況にきているのではないかなと思っております。

岡本委員長 人見委員。

人見委員 最初からすると若干値下げをしたということに十分理解はできるんだけれども、現在の評価ということを見ていると、かなり高いと思うんだよな。ほかとの資産についてはそれなりにそこの人々のように基本姿勢はあると思うんだよな。そういう形の中で、それも検討してもらえればありがたいなと思うんだけれどもね。是非その点。

西地区については今の検討のままで進むという 格好。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 新町につきましては、今、 委員おっしゃられましたように13区画については 見直しについて検討させていただきたいと思いま す。区画整理につきましては、今の時点では見直 しの予定はございません。失礼しました。毎年単 価の見直しをしています。

岡本委員長 芳賀区画整理事務所長。

芳賀区画整理事務所長 西地区、北地区両方とも 保留地価格につきましては、毎年度算定をやり直 しまして、1、2%か3%かということで、年々 単価は下げてございます。

ただし、やはり民間のほうもございますので、 民間のほうは当然それより値段を下げてくるということになりますんで、なかなか厳しいものがあるのかなというふうに。うちのほうの出した価格が周りの地価の目安になるというような形になっているんじゃないかなということなんで、市のほうで売るということになるとなかなか。

今までお買い求めいただいた方ですと、どちらかというと不動産業の方を信用していないというと語弊がありますけれども、市のほうに絶大なる信頼を置いて、市のほうの土地を買いたいという方が多いかと思います。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 失礼しました。

新町につきましては、ことしこれだけの予算の中で鑑定評価の予算をとっておりまして、今年度 見直しを行う予定だと聞いております。

岡本委員長 ほかにございますか。

副委員長。

岡部副委員長 すみません、先ほどの私の質問の 仕方が不完全だったので、もう一度伺いたいんで すが、そこの方が国道ですから土木事務所さんと お話をしていて、移転をしなければならないとき に、市のほうの市有地、あるいは工業団地、そう いうときのお話の相手というのは県の土木事務所 さんのほうと先にして、そして土木事務所さんと 市とでそこのところを話し合って工業団地なり、 市の順当するような場所にというような話ができ るんでしょうか。換地に関して。

岡本委員長 すみません、副委員長に申し上げます。

審査項目から少し外れておりますので、現在審 査している審査項目内での質疑をお願いします。 岡部副委員長 ああ、そうですか。

そうしますと、そのことに関しては返答がいただけないというふうになりますね。

岡本委員長 今審査している内容外ということに なりますので。

岡部副委員長 わかりました。後ほど。

岡本委員長 ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳 入歳出決算、決算認定については原案のとおり認 定すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号の説明、質疑、討論、

採決

岡本委員長 続きまして、認定第8号 平成22年 度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出 決算認定を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

若目田都市計画課長 (認定第8号について説明。)

岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 1款公債費の元金ということで、16年から19年借入れということですけれども、総合計の借り入れは金額的にはお幾らなのか、お聞かせください。それ1点だけ。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 8億1,400万というふうになっています。

岡本委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

認定第8号 平成22年度那須塩原市土地区画整

理事業特別会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり可決すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

そのほか、執行部から何かありますか。 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 (執行部より報告) 岡本委員長 ありがとうございました。

以上で、都市計画課の審査を終了いたします。 ご苦労さまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といた します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

岡本委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

都市整備課の審査

岡本委員長 ただいまから、都市整備課の審査を 行います。担当課の皆さん、ご苦労さまです。執 行部より、出欠状況の確認をお願いしたいと思い ます。

君島建設部長 (執行部出席員紹介、出欠確認) 岡本委員長 ありがとうございました。

議案第35号の説明、質疑、討論、採決

岡本委員長 それでは、議案第35号 平成23年度 那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題と いたします。執行部の説明をお願いします。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 (議案第35号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

鈴木委員 説明ありましたけれども、東那須公園 の中身的にはどういった被害があったのか、詳細 に教えていただきたい。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 被災を受けました施設につきましては、あそこの園路がございまして、そのうち振動によりまして、ひびが入ったということです。

それから、頂上にあずまやがあるんですが、そ のあずまやがやはり振動によりまして傾いたとい うことで、それの設置にあります。

それから、同じく上にベンチがございまして、 すべて転倒なり被災を受けたということで、ベン チの交換。

それから、金乗院東側寄りにやはり見晴らしの 丘があるんですが、そこのちょっと高台になって いるところの擁壁等が崩壊したということで、そ れらの復旧工事になります。

以上でございます。

岡本委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補 正予算(第5号)は原案のとおり可決すべきもの とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号の説明、質疑、討論、採決

岡本委員長 続きまして、議案第48号 訴えの提起についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 (議案第48号について説明。)

岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見をお受けいたします。

髙久委員。

高久委員 誓約書というのは、一回ということじゃなくて、何回か書くんですが、どのぐらいの回数書いたんでしょうか。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 誓約書につきましては、平成 20年度以降しか記録がないものですから、この時 点では契約書1回ということになっています。 岡本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

鈴木委員。

鈴木委員 連帯保証人については、平成17年12月 16日に死亡ということで、結局これ家賃がもらえなければ、当然連帯保証人が肩代わりということになると思うんですが、死亡したからとそのままにしておいて、今後もこういうことがあり得ると思うんだけれども、どういった保証人のかえるというか、死亡した段階で別の人にかえる方法なり、この時点で何らかの方法をとれなかったのかどうなのかというと、お聞きしたいと思うんですが。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 市営住宅の条例に基づきましても、やはり連帯保証人はつけるということで、変更になった場合についても通知を出しなさいということでなっているんですが、17年に亡くなったときに、多分市のほうとしても保証人をつけてくださいということで再三指導はしていたところなんですが、その保証人の申請がなされなかったという状況がございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 なされなかったということとは、17年、23年だからね、6年。今後もこれはでもあり得ると思うんだけれども、あとは家賃がきちんと払ってくれればいいんだろうけれども、こういった悪質で連帯保証人がきちんと履行できるような方向づけというか、幾ら言ってもつけなければそれでいいんだということで済まされて、まずはいいのかどうなのかということが、まず悪いとは思うんだけれども、何らかの方法はとれないのかなとは思うんだけれども、そこのところはどうなんですか。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 先ほど申したとおり、まず入

居につきましては、間違いなく連帯保証人をつけていただくということで、入居者以上の収入がある者ということで条例的にうたっておりまして、その後亡くなった場合、亡くなって保証人をつけない場合について、立ち退きの要件については該当していないものですから、そこら辺の家賃を納めてくださいとか保証をつけてくださいということは、あくまでも指導だけで現在のところでは終わっているような状況がございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、やっぱりそこら辺のところは条例変更とか方向に持っていく必要性もあるとは思うんだけれども、そういった検討は今後してくべきだとは思うんだけれども、そこら辺のところどうなのか。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 確かに保証人をつけていただかない限り、例えば滞納されたときにだれに今度行くんだということになりますので、当然その見直しは必要になってくるかと思いますが、あくまでも私どもである市営住宅条例につきましては、その上にあります公営住宅法という大もとの法律がありますので、それに基づきましてやはり準拠して制定しなきゃならないということから、現時点ではまだちょっと厳しいのかなということでは考えてございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その上位法に関しては、この保証人が こういった形で亡くなった場合でも、そのまま引 き続いて最終的には指導しかできないということ になっているということで理解すればいいですか。 岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 その立ち退き等の条件には該当しないことになってしまいますので、やはり指導しか現時点ではないかなと考えています。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 職員に暴言とか恫喝ということだけれ ども、やはり市のお抱えのお巡りさんといいます か、警察官は説得だとは思うんですが、そこのと ころだけ、要はけがしないようにしてもらいたい というのがあったものですから、聞きたいと思い ます。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 確かに私のほうで催告とか行った場合には、まだ事件性もないというとおかしいんですが、そのうち多分警察のほうに行っても立ち上がらないかと思います。ただ、今回、これがもし訴訟を起こしまして判決が出て、最終的に立ち退きになった場合につきましては、警察等との強制立ち退きの場合、依頼を出して立ち会いは可能かと思いますが、通常の家賃滞納のお話しに行ったときについて、危険性があるということで警察の立ち会いについてはちょっと厳しいのかなというふうには考えております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 最後にもう一点。

強制執行では今回初めてなのか、そこら辺のと ころ。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 過去に黒磯時代に平成6年にこの立ち退き計画要綱とか作成しまして、何回か立ち退きというか強制執行をやってございます。今までにこういった議会で議決をいただいた方については、過去19年まで47名いらっしゃいまして、そのうち明け渡しされた方が何名かは把握はしていないんですが、何名かの方はやはり強制執行ということでやっております。

和解をして、あと誓約書を書いた人については、 引き続き住んでいる方もいらっしゃいますが、納 めない方についてはそういうことで強制立ち退き ということで執行しているところでございます。 岡本委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論は終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号 訴えの提起については、原案のと おり可決すべきものとすることで異議ございませ んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。よって、原案 のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、審査の途中ですけれども、10分間休憩 をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

岡本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開きます。

建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

認定第1号の説明、質疑、討論、 採決

岡本委員長 それでは、認定第1号 平成22年度 那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを 議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 (認定第1号について説明。)

岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 ページ11ページ、公営住宅使用料というのがあって、収納率関係でしていますね。昨年度比で1.48%アップしたという、非常にいいことだと思うんですが、今までの収納率の経緯、平均90%ぐらいだったのかなと思うんですが、何年か数値が後でいいですけれども、わかればいいのかなと思いますけれども。

もう一つは、1.48%収納率上がった理由づけは どういったものがあったのか、お聞かせ願いたい。 岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 過去の収納率は、後で説明させていただきたいと思います。

それから、収納率のアップにつきましては、手前みそではございませんが、私ども職員が時間を入れてこまめに滞納しそうな方というと言い方おかしいかもしれませんが、なるべく早いためない前に催促に行ったり、それから月に1回滞納が上がると、たまっていますよという通知を出していますんで、そういう事務的なものが実を結んできているのかなと思います。

ただ、なかなか過年度分については36.14という低いですが、なかなか過年度分につきましては、 先ほど言いました立ち退きした方のものというの が入っていますので、なかなかこちらについての アップは難しいんですけれども、現年度につきま しては、そういうことでなるべく徴収につながる ような形で職員のほうが住居の方のほうに行って、 お話をしているのがアップにつながっているのか なというふうに思ってございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 一番にはこまめに相談ということだったと思うんですが、そういう中においては、しっかりと大変ですけれども収納率アップにお願いしたいと思うんですが、過年度についてはやはり何らかの対策じゃないですけれども、先ほどの強制執行なる前の段階でのいろいろな話は進めていると思うんですけれども、そういったものが具体的にきちんとスケジュール立てながらやっているんですか。そこら辺のところはどうなんですか。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 この過年度につきましては、 ほとんどの方がもう立ち退きされている。先ほど 裁判で言った方のほうがほとんどになってござい ます。ある程度本人のほうに通知とかしているん ですが、結局私どものほうで押さえるべきものが もうないものですから、ある程度文書でお願いす るほかないんですけれども、そういうことでなか なか収納率は上がっていない状況です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 じゃ、確認ですけれども、立ち退きしちゃったというか出ていった人からも集金というか、そういうものなんですか、これ。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 全部ではないんですが、ほとんどが立ち退きされた方です。あと、過年度分ということで、私どもの予算ですと3月に入れますんで、もう去年の3月の家賃についても今年度過年度分ということになりますので、そういう方も

いらっしゃいますので、そういう方についてはそんなに長い期間おかないでおさめられていますんで、この金額の中で大きい過年度分の未収については立ち退きされた方のお金がほとんどになっています。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 国民健康保険だとか、ほかの市税についてはある程度総まとめにして分割で月に5,000円とか、1万とかという形で払いやすいような方法で払ってもらうような形にしているじゃないですか。そういった分で考えると、この過年度分についてはそういった方法もできるんですか。そこら辺のところはどうなんですか。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 確かに滞納している方につきましては、先ほどもちょっと話しましたが、誓約書をとってありまして、月に家賃プラスアルファ、家賃ですと全然できませんので、それプラスアルファと誓約書をいただいて、納めていただいています。この過年度分につきましては、中にそういう方もいるとは思うんですが、繰り返しになりますが、どうしても先ほど言った既に市営住宅から立ち退きされた方の家賃がほとんどという状態になってございます。

岡本委員長 よろしいですか。

何かございますか。

須藤都市整備課長、何か補足はありますか。 須藤都市整備課長 先ほどのちょっと収納率については20年度の話は申しわけありませんが。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 216ページで委託料。JRアンダー工 事の施行に関する協定ということで1億193万。 216ページ中段。

この協定というのは、中身的にはどういった協 定なのか、総額で幾らぐらいJRの工事に施工す るということなんで、委託料どこに払うんですか。 岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 先ほども申しましたとおり、 平成18年から23年で継続費ということで設定いた しまして、この3・4・1本郷通りの線路の下を くぐる工事ですね。それは5年間ということでや っと協定を結んでございまして、そのうちの年度 分の支払いがここで言うと1億1,093万というこ とでございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 5年分というと、単純に考えて。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 全体では18億5,448万が市の 契約金額になっています。5カ年でこの金、18億 5,000万。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この協定金というのは、ある面で保証金というふうに考えていいんですか。これ約18億5,000万。そういうふうに解釈していいんですか。 岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 これはあくまでもそこのJR 東北線の下をくぐる工事の負担金ということにな ります。それに伴います、あと電気設備とかある んですが、そういうやつを一切を含めた形の金額 になります。ですから、工事の負担金の市の割合 分という形です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、繰り返しますけれども、 工事する費用もこの中に入っているということだ ね。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 そのとおりです。

岡本委員長 ほかにございませんでしょうか。 鈴木委員。

鈴木委員 221ページ、市営住宅管理運営事業と

いうことで、報奨金地方基本計画等策定懇談会と いうことで、これは懇談会という、通常懇談会と いうと、どういうふうに理解していいのかという と、あれは懇親会か。懇談会ということで、中身 的にはどういった内容のお話になるのか。

また、懇談会委員旅費ということでどういった 理由づけでどこに行ったのかということを聞きた いと思います。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 これにつきましては、ここに書いてありますとおり住生活基本計画の策定ということで、今年度2月に全協にお諮りしまして、住生活基本計画、それから市営住宅長寿命化ということでお話ししたかと思うんですが、その策定に当たりまして、市内の住宅に関係する団体と具体的には宅建協会の方、それから建設業協会の方、市のほうでいきますと建設部長、それから社会福祉協議会の事務局長、それから宇大の先生ですね。それから、身障者の方の団体があるんですが、それの会長。それから、婦人団体の会長の方で10名で構成をさせていただきまして、この懇談会を設置したところです。

懇談会の内容につきましては、この住生活基本 計画策定に当たりまして、市だけの考えではなく て、そういう関係する方の意見を聞いて、計画に 反映したということになってございます。

あと、旅費につきましては、懇談会の委員に入っていただきました宇大の教授、建築系の方なんですが、その方の宇都宮から那須塩原までの交通費、電車賃になります。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 もう一点、最後に123ページに戻りますけれども、東北・関東大震災対応費ということで、臨時駐車場整備工事、両方で8万1,900円ということですけれども、当時はやっぱり東那須の

駅周辺に相当たまった車があって、そうなってやったんでしょうけれども、トータル的には何台ぐらいとめられたのか。また、期間的にはこれは掌握していれば。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 まず、この駐車場につきましては、3月17日、地元のほうから車が福島からの利用者で、駅前からあふれてしまって道路にあふれているということで、私どもが行きまして、駅機能がそういうことで、利用する方の不便をきたすということで、ここに書いてあります沓掛地内、これは区画整理地内の防災調整池があるんですが、その付近にちょっと空き地がございまして、そこに整理をいたしたもの。

それから、大原間西1丁目ですか、これは昔の大原小学校跡地になります。沓掛につきましては360台、大原間につきましては、240台分の駐車で、合わせまして600台分の駐車スペースを設けたところでございますが、ちょっと台数につきましては、今把握していない。記憶で最大で350台がピークだったというふうに記憶しているんですが、ちょっと細かい数字については申しわけありませんが。

岡本委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

髙久委員 今の駐車場なんですが、大原間の方は 1台だけ残っていますよね。向こうは随分なくなったと思うんだが。

岡本委員長 須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 現在の大原間小学校跡地のほうは、まだ1台残っているか、私どもちょっとお願いしちゃって把握していないですが。北地区のほうの防災調整池については、全部なくなりまして、下のゲートを開けていたのを、そこ閉鎖をしてございます。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 今の区画整理の関連なんで、 うちらの関連なんで、1台につきましては、しば らく前は2台あったのが、今は1台になったとい うんですが、今の所有者等につきましては、警察 のほうに照会はしているんですが、警察のほうで は個人情報なので、教えてくれないというような ことで、警察のほうからは回答を得ていまして、 車の中にマッチか何かある中で、そのマッチの南 相馬あたりの近辺の人じゃないかという想定はさ れるんですが、最初からずっと置いてありますの で、もう半年になりますので、エンジンもどうな のかなということで、うちのほうもちょっと困っ ている状況ではあるんですが、そういうことで駐 車については多分南相馬のほうですから、もとの 住所にもいないでしょうし、どこかに行ってその ままになっているのかなということで、想像はさ れるところであります。

以上です。

岡本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって原案のとおり認定すべきものと決しました。

そのほか執行部から何かありますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

岡本委員長 委員のほうからは何かございますか。 ないようですので、以上で都市整備課の審査を 終了いたします。ご苦労さまでした。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩とい たします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

岡本委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

道路課の審査

岡本委員長 ただいまから道路課の審査を行います。担当課の皆さん、ご苦労さまです。

では、部長、出欠状況をお願いいたします。 君島建設部長 (執行部説明員紹介、出欠確認)

> 議案第35号の説明、質疑、討 論、採決

岡本委員長 それでは、早速議案第35号 平成23 年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議 題といたします。 執行部の説明をお願いいたします。

舟岡道路課長。

舟岡道路課長 (議案第35号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

髙久委員。

高久委員 最後から2番目の説明ですけれども(平成23年度9月補正予算執行計画書)11ページの2項3目、市単独道路整備事業601事業で、東原第一分水、電源立地という言葉が出てきたんですが、電源交付金が使える工事ということでよるしいんですか、理解は。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 歩道整備については、以前から電源立地の予算を使っています。このほかについては防火水槽とか、そういった部分でも使用しております。防火水槽については、一通り終わったということで、当初予算としてはどのくらいくるかという部分でちょっと見ていませんでしたので、750万という数字を上げてみましたけれども、最終的財政とのすり合わせの中で今回の補正の額ということになりました。

これは来年度も恐らく継続ということで、交付 金をまだ使用させていただくということで考えて おります。

岡本委員長 そのあとございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員 今の件に関連するんですが、従来から 電源立地というのは東原のこの分水の歩道整備に ずっと使ってきたんですよね。何の理由で東原の 歩道整備に使っているのか、ちょっと理解できな いんですが、そこのところ教えてください。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 本来、ふたかけ工事の歩道整備と いうのは市単独対応というのが普通行われている わけなんですけれども、こういう電源立地の交付金の中でこういう整備についても使用が可ということでお話がありましたので、現段階でふたかけの歩道整備というのは、今段階、東原一分水線しか使っていません。これは学校関係で通学路とか、スクールバスとか、いろいろな問題で歩道整備という要望が上がったところに、ずっと今まで充当しております。その後、新たにまた事業として同じような歩道整備があれば、そちらに手を挙げさせていただきたいと思います。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、その言葉が合っているか どうかわからないんですが、田んぼ用水というの か疎水、分水、というのは、それのふたがけがま ず基本になってくるのかなという、それに合わせ て歩道がそこに使えるということなんで、ちょっ と不思議なのは、この市役所周辺に円を書くにし ろ、1キロという円を書くとするならば、すぐそ こにも分水があるわけで、そこはふたかけが先導 したといっていいのかな、ほとんど済んでいない。 だから、そういうことを考えたら、あそこだって 通学としてはあるのかどうかわからないんだけれ ども、その分水のふたかけをメーンにして歩道整 備やっていくのか、全く関係なしにして歩道整備 という形で進んでいくのかという、そこのところ はどうなんですか。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 東原一分水線につきましては、学校からの要望で、東原小学校近辺でちょうど東原上流藤田とか小結とか、あちらの子どもたちの通学するルートの中で、歩道がありませんので、なす線にふたをかけて、それを有効利用ということで始まったことでございまして、若松のところの変則六差路、あそこから順次ずっと今いっております。

お話にあった共墾社のほうのそれについてのこの要望もありますので、今後検討する路線ではあるとは思うんですが、お話があったように児童数がどれぐらいかとかという部分では、確かに東原の方がはるかに多いということで、そちらを優先させています。

ただ、これが問題になるのは、次のところがどこにするかという部分では、ですから、通学路の整備という形では事業として入れているやつじゃなくて、地元からの要望と道路の拡幅工事ができない、そういった部分の中で要請がちょうどありましたので、上のほうは結構まだ田んぼがあるんですけれども、下のほうは結構住宅地になっていて、田んぼ自体も余り少ないということで、それで進めてきた事業です。同じようなことをやったら、埼玉あたりも同じように縦道とか、埼玉縦1号線とか2号線とかすいませんちょっと忘れましたが同じように水路にふたかけさせていただいています。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、歩道整備だけに別に特化 しいているわけではないというふうに理解しても いいんですよね。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 それは全然特化していません。 岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ただ、不思議だったのは、やはり電源 立地がなぜそちらのほうに進め方、藤田とか小結、子どもたちの関係もあったんだろうと思う。これ から道路、通学の整備という形では今も進んでい るんだけれども、そういう中においてはそっちの ほうにもお金がこの電源立地の予算が向こうが終了した段階で、また入ってくるのかどうなのかと いう、そこら辺のところは検討しているんですか、どうなんですか。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 とりあえず、今回の東原一分水線 は来年で完了すれば、同じように交付金が利用で きるということであれば、次の段階でまた新たに 同じように水路を利用して、かけられるところが あれば、それを検討していくということで考えて います。

岡本委員長 ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補 正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきも のとすることで異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の途中ですけれども、ここで昼 食のため休憩といたします。午後1時より再開い たします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会 を開きます。

建設水道常任委員会を決算審査特別委員会第4 分科会に切りかえます。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

岡本委員長 それでは、認定第1号 平成22年度 那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての 説明をお願いいたします。

舟岡道路課長。

舟岡道路課長 (認定第1号について説明。) 岡本委員長 質問の途中になってしまいますけれ ども、どうしましょうか。

では、ここで10分間休憩をとらせていただきます。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時04分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会 を開きます。

説明が終わりましたので、各委員の質疑、ご意 見をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 (市政報告書)194ページで、今、道 路愛護会という補助金のことでお聞きしたんです ね。もう一回説明お願いしたい。あわせて河川愛 護会というのもあると思うんですね。194ページ。 岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 那須塩原市道路愛護会補助金とい

うことで、115万円の支出をしておりますけれど も、これにつきましては、市内の自治会の方にお 願いしまして、市道の道路上のごみ拾いまたは草 刈り等をお願いしている事業でございまして、各 団体にその作業に対する補助金を差し上げている ところです。

実績につきましては、各自治体で何mをやりましたという実績報告書をいただいて、それに基づいて市のほうで補助金を案分計算というか、要するに延長割もありますので、そういった部分で割って各自治体に補助金を差し上げているというような事業でございます。

河川愛護につきましても同じ状況で、やはり実 績報告書を出していただいて、それに基づいて補 助金をお支払いしておりますということでござい ます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちなみにその各自治体というか各団体、 これについては道路のほうについては何団体。ま た、河川については何団体か、掌握はしているの か。

若田目都市計画課長 道路については自治会の数でございます。河川は34団体。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 197ページ、太平洋沖地震橋梁調査業務ということで、47万2,500円出たと思うんですね。これで調査した結果、橋梁に関しては内容的にはどういったものの内容なのか。また、調査した段階で、通れるか通れないとか、ひびが入っているとか入っていないとか、そういった部分もあると思うんですね。完了しているものもあるものも含めて、ちょっと詳細にお聞かせ願いたい。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 震災後、緊急的に橋の安全性を図 るために実施したものでございまして、これによ って通行どめをさせていただいたのが塩原地内の 明神橋ということでございます。

これにつきましては、橋自体がこの調査によりまして、通行不可ということでございましたので、今も通行どめにさせていただきました。それ以外の橋梁につきましては、安全であるということで、そのままさせていただいています。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちなみにこの橋梁に関しては何カ所と いうか何橋といっていいのか。

舟岡道路課長 47橋。

鈴木委員 中の明神橋は1つということですね。 続いて198ページ、交通安全施設整備工事ということで、カーブミラー設置工事がありますよね。 3基2基ということで。このカーブミラーを設置 する基準といいますか、そういったものをお聞か せ願いたい。

舟岡道路課長 カーブミラーにつきましては、要望的には地元とかいろいろ要望も出てきますし、また市のほうの安全パトロールの中でも出てきますけれども、交差点において左右確認ができない箇所について安全性が保たれないところを調査して、現実的に車をとめて車からのぞいた感じで左右確認ができないというものがあれば、設置をしています。

要望があっても左右確認ができる場合もありますので、その場合については設置をしないという ふうな扱いをさせていただいています。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 左右確認ということですけれども、左 から来るのは見えるけれども、右から来るのは見えるけれども、右から来るのは見 えないとか、そういうものがあると思うんですよ ね。それと、信号機が設置されているところにも カーブミラーが従来どおりついているものもある

と思うんですね。以前に確認したときに、信号機が設置したらカーブミラーは撤去するよというような話もちょっと伺ったことがあるものですから、そこの基準はどうなっているのか、お聞かせ願います。

増子維持係長 現実はちょっと私もそれについて 詳しく調べたことはなかったですけれども、ミラーと信号がついたとはいえ、ちょっとあるものを 現実になくすというのはなかなか現実に難しい面 もありまして、そういった中で積極的に信号がついたからその分はミラーを撤去しますよというよ うな方向では今現在では動いてはおりません、実際のところ。

信号の結果全く問題ない、だれが見てもないと思われる場合はまた話は別ですが、信号がついたイコールカーブミラー撤去しますよというような形では、現在のところ、今、そういったスタンスではやっていないということでございます。

釣巻道路課長補佐 歩道向けの見るための、そういうものも中には。歩道からの自転車が見えない。 舟岡道路課長 基本的に左右確認のうちの片方の場合は、片方だけのカーブミラーを現実的に今設置しております。両方必要なときは両方。なお、さらにちょっとミラーが通常のサイズより小さくて見づらいという場合は、ちょっと金額は大きくなるんですけれども、大きいミラーも設置して安全対策を図っております。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 信号機に関しては、今、話があって歩 道ということもあったんですが、1カ所あるのが 南教習所との隣の交差点、あそこには従来はミラ ーついているんですよね。今もついているんです よね。でも、信号機が設置して従来どおりのじゃ なくて、きちんと正規の信号機になっているにも かかわらず、あそこには設置してあると。

それと、ミラーに関しては右左確認ということですね。私道から市道に出る場合につけていただけるのか。もしくはその私道の中でも1軒しかなくて、市道に出てくるときに1軒しかね。私道のほうに住んでいるのが1軒しかないんだけれども、市道に出てくるときには見づらい。もしくは私道の中でも住んでいる方が5世帯未満ぐらいしか住んでいないというにもかかわらず、市道に出てくるときに見づらい、そういった場合には設置要望として聞いてくれるのかどうなのか。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 今、お話あったケース・バイ・ケ ースで調査してみないと何とも言えませんけれど も、私道ということで建築基準法の道路であるか、 それとも個人の1軒の場合、敷地の延長であるか という部分もあるとは思うんですけれども、道路 ということであって、そのカーブミラーの設置箇 所が私道のほうに向かってかけられるものであれ ば、予算の範囲内で設置していきたいとは思いま すが、余り設置すると今度はカーブミラーだらけ になってしまいますので、なるべくは設置する方 向では考えております。ただ、カーブミラーを設 置しても見えないところが現実的にあります。そ れは隣の人の植木がもう出てきている状況。それ とまた、電柱が邪魔で見えないといった場合。ま た看板が邪魔で見えないということで、それが設 置が有効じゃない場合には、そういった部分の支 障物を移設してからということにもなりますので、 必ずつけるという段階にはありません。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 さっきの信号機のミラーのときにちょっと見てもらえればと思います。だから、そのカーブミラーに関しては、今ほかの葉っぱとか木だとかというものがあって見られないという話が出

たんですけれども、実際カーブミラーがついていても、隣のうちの垣根が邪魔して見られない、枝が結構私のやつでも市有地の枝があって見られない、要するに交通の妨げになるといった場合に、なかなか地元ではその人に言い切れないという部分では、肩代わりして言っていただけるのかどうなのか。

それと、再三言っているんだけれども、なかなか切ってくれないといううちもあるんですよね。 そういった場合に、地元の人も大変困っているんで、そういった手だては何か手法的にあるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 支障のあるカーブミラー以外でも 道路のほうに出てきている樹木につきましては、 地権者を調べて地権者のほうへ伐採してください ということで、お願いをしていると。あくまでも お願いということでやっております。

なお、かなり危険度が高い場合には、お願いの中で市の方でこの部分については枝払いをさせてくださいということで、危ない箇所についてはさせていただいているのがございます。

なお、どうしてもということになった場合には、 やはり人の財産なものですから、強固にこっちも するわけにいかないんで、先ほど申し上げたよう に最低限の部分だけでもやらせてくださいという ことでお願いしています。あくまでも市が全部介 入していっちゃうと、全部市が切ってくれるよう な話になって、所有者としての責任がなくなって しまいますので、基本的スタンスは最初は所有者 にお願いして、枝払い、道路敷地に出ていますよ というようなことでお願いしている。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 それは後でしっかりといたしたいと思

うんですね。とにかく切らない。そういうところもあるのでちょっと問題かなと。わかりました。 阿部副委員長 先ほどの話に出ました明神橋、塩原の。これは今通行どめのガードが張られております。中学校が対岸にありまして、今まで通ったものですから、いまだもって通る人がいるんだそうです、通るお子さんが。道路も狭く歩道がありません。中学校行くまでの道に。このあそこの明神橋は復元できるんでしょうか。それとも取り壊しになりますか。そのことを支所の方から地域の方に説明しているんでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 明神橋につきましては、今、市内 の橋について点検を再度、この長寿命化を考えた 点検を今行っている最中です。明神橋についても 再度もう一度入れますが、基本的に橋としての安 全性は保たれないということで、既に出ておりますので、今後、橋をなくすか、新たに橋をつける かというのは、ちょっと今後検討していこうということで、結論は今のところ出しておりません。

なお、余談になりますけれども、中塩原バイパスが近々開通ということになると、交通の流れが変わりますので、旧400号のほうの歩行者についても車の台数が減るということで、多少なりとも危険度は減るかなという部分はありますけれども、あったものの橋をどうするかというのは、ちょっと今のまた市の内部で進めておりますので、ただ、橋をつくるとなれば3億円以上というのは、ちょうどカーブのところにかかっている橋なものですから、そこの一部の拡幅道路の部分も拡幅することと橋をつけかえる。橋がかなり橋長が長い橋なものですから、ちょっと金額がかなりかかって、1橋つけるのに3億から4億の金をかけて果たしてそこまでする必要があるかどうかというのまで、

すべてを含めて検討をこれからしていこうという ことで、ちょっと結論が出ていませんので、申し わけございません。

岡本委員長 副委員長。

岡部副委員長 それでは、非常に生活道路だったわけですから、今までの利用度が多かったんですね。住民のためには今、課長がおっしゃったことをやはり明確にお話ししておいていただくことが一番大切じゃなかろうかと、こういうふうに思いますので、何かの機会のとき支所を通してでも、あるいは課長さんみずからでもぜひ何かの集まりがコミュニティーであったときに、事情を話して現況の中で3億円はかけられない、何かいい方法があれば考えているとか、お話をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

舟岡道路課長 今後検討させていただきます。 岡本委員長 そのほか。

鈴木委員。

鈴木委員 200ページ、街路樹の剪定業務という ことで、1,151,175円、これは時期的にはいつご ろやられるのか、まずはお聞きしたい。

舟岡道路課長 西那須野につきましての街路樹剪 定につきましては、多いところがもみじ通りということで、かなり木が落ちてきてしまっているのでやっておりますけれども、時期的に言いますと、多分つい最近もやられましたので、6月から8月 ぐらいの間かなと、ちょっとこの事業がいつだったかというのは確証していませんけれども、大体そういう時期。やはり青々と枝が張っているときにしか市民のほうから苦情が結構きますので、そういった部分ではそういった時期が結構多い。それ以外については自分たちのほうのパトロールの中でやっていますので、いろんなケースがあったと思うんですけれども、特に多いのは6、7、8 ぐらいでは。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、ことしもやっているん ですよね。

舟岡道路課長 ことしもやっています。

鈴木委員 その上で聞くんですが、というのは放射線、そういった樹木を切った剪定した枝を持っていくのに焼却ってどうなのかというような心配もなきにしもあらずです。焼却灰云々ということもありますから、6月から8月まで昨年も同じぐらいに切ったんでしょうけれども、ことしも切ったんでしょうけれども、ことしも切ったんでしょうけれども、その処理方法を現状はどうしているのかということをお聞きしたい。

舟岡道路課長 今の段階ではクリーンセンターと いうことで、樹木について放射線量を現段階では 計測をまだしておりませんので、通常の処分とい うことで。

岡本委員長 どうぞ。

鈴木委員 203ページ、道路除雪対策事業ということで、3,600万円あると思うんですが、この塩原黒磯というのを考えますと、従来の中でいくと塩原はどうしたって福島のほうのスキー場関係とか、いろいろあるから早く除雪はしていると思うんですが、特に西那須野はよくわからないんですけれども、黒磯地域においては除雪が非常に時間帯が遅いという苦情が来ていると思うんですね。そういった中においては、契約的なものもあるんでしょうけれども、除雪の時間帯の通勤前にせめて終わっているような、せめて幹線道路でも、というような検討はなされたのかどうなのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 委託業者については、時間帯さほ ど、要するに幹線道路関係の主なものですから、 苦情として上がってくるのは委託している路線よ りむしろ直営でやっている、極端に言えば自分ち の目の前の道路みたいなのが苦情が一番多いのが 例年多いです。委託している箇所につきましては、 13地区に分けてかなりの路線を委託しております ので、天候にもよりますけれども、前の日からわ かっていれば、早く作業員を集めて除雪というこ とで通勤前というのもありますけれども、その辺 の時間で多少はずれているのかなというふうに思 いますけれども、市のほうで受けている苦情につ いては多いのがやはり市が直営でやっている、そ ういう部分がどうしても人数的な制約もあります ので、回り切れなくておくれるということが多い 苦情が。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、西那須野はよくわからないんですけれども、黒磯は非常に多いと思うんですよ。市の管理というか市のほうでやるということなんで。そこのところの対応は、今までも苦情があったにせよしてきたのか。どういう対応をしてきたのかなというのをちょっとお聞きしたい。岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 苦情の中身につきましては、現実的におそかれ調節には行くんですけれども、見るとこの程度と言っては失礼なんですけれども、スタッドレスもはかないで、出られない、坂登れないというのが割かしあります。それと、四駆を持っていても走れるんですけれども、いつも同じ箇所に同じように早くやれという苦情は当然来ますけれども、やはり市としても家の方より子どもたちの通学のほうの除雪とか、そういった部分を優先しますので、どうしても一般住宅というかそういう部分についてはおくれがちなところがあります

毎年出てくるところは同じようなところが苦情 として上がってきています。 以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今、話しましたけれども、子どもらの 通学優先、それはしっかりと引き続きやっていた だきたいと思います。

206ページ、市道松浦町稲村線ということで、また波立島方線というのも同じだと思うんですが、これはいつから始まっていつ終結するのか。また、松浦町稲村線ということに関しては、ケーズデンキところの2車線から上にのぼった稲村のほうに向かった新しい道路なんでしょうか。

それだとするならば、それから先の計画的なも のがきちんとあるのかどうか、お聞きしたいと思 います。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 まず、波立島方線につきましては、 何回か繰り越して工事をやっておりまして、今年 度で終了ということです。

市道松浦町稲村線の完成につきましては、若松 団地豊浦線までの間が完成をしておりまして、そ こから田畑時計の先までの工事がまだ未整備区間 ということで残っておりまして、これにつきまし ては、当初補助対象ということで考えていた時期 もございましたけれども、今段階は用地測量関係 の4号22年度実施し、その後工事の金額について は現段階とっておりません。一部につきましてか なり地元説明会等いろいろやった経緯もございま して、幅員の問題、それからどうしようもない移 設がちょっと不可能な支障物、鉄塔等々、そうい ったものがありまして、ちょっと現段階は整備が されていないという状況で、今後については一部 地元のほうの声も整備という話も聞こえておりま すので、再度よく過去のいきさつを調査して進め いたいというふうには考えております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 波立島方線については、そこで終わり ということですね。多分あそこかなと思っている んですが。

松浦町稲村線については、今、とまっているところから田畑時計のところまでの山林というか、あの中も用地買収は済んでいるのかどうか、また買収済んでいないのか、そこについてはどうなんでしょうか。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 まだ未買収でございます。

岡本委員長 人見委員。

人見委員 課長のほうから種々説明があって、理解はできたんですが、板室油井線の用地、あるいは橋梁関係の工事も進んでいると思うんですが、今現在の状況、完成は何年度という大体わかると思うのですが。それと、熊久保芦ノ又線かな、これが で、今現在の状況について。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 まず、熊久保芦ノ又線につきましては、既に工事完了、繰り越ししましたけれども、 完了して、完了検査も終わっていますので、通行 可能ということになります。

板室油井線につきましては、現在橋梁部分の発注をして、橋梁のほうの工場製作、そういったものを今、作業を進めております。なお、この仮設道路を若干つくらないと工事ができないということで、そちらの地権者のほうにも用地協力のほうお願いして、今後仮設道路のほうの工事、最終的には24年度完成ということで取り組んでいるところです。

以上です。

岡本委員長 人見委員。

人見委員 24年度完成ということなんだけれども、 今現在の市道、油井地区の公民館かな、あそこら 辺の改良というのはなされるの。 岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 それにつきましては、仮設道路をして橋のほうの工事があらかたになった段階で、公民館から坂の下、土地のつけかえのほうは工事をする予定です。ですから、時期的には来年度ということで考えています。一部今年度やるところもありますけれども、基本的には来年度。

以上です。

岡本委員長 よろしいですか。 ほかにありますでしょうか。

鈴木委員。

鈴木委員 ページ195ページ、那須塩原市内道路 現況ということで、これまでの路面別内訳、未舗 装道が32キロということでありますけれども、こ の未舗装道について、簡易舗装にしろ、舗装にし ていく計画的なものは持ち合わせはあるのか、検 討しているのかどうなのかをお聞きしたい。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 現在残っている砂利道につきましては、一部は舗装化するのにも可能なところもあるんですが、基本的には今の計画上、今年度の工事を続ける中では新たに砂利道の舗装という部分はございません。残っているものは何らかの条件があるということで、先ほどの松浦町稲村線について砂利道があるというところなんですが、やはりそういうのも道路整備改良の計画が一時あったところなんで、先に舗装かけちゃってさらに道路改良というわけにもいきませんので、そういった部分で残っている、そういう条件的に残っている部分もございます。

以上です。

岡本委員長鈴木委員。

鈴木委員 ただ、このパーセントからくると、や はり26.5%というほかの市町村はちょっとわから ないんですけれども、かなり未舗装が多いのかな というのはこの課長まで持っているか認識しております。そういう中において、未舗装の部分がほとんどがこの3.5m未満というか、そういうのが多いのか。また、地元の協力が得られないとか、その辺のところはどういった意味合いというか、持ち合わせあるのか、原因というか。舗装にできない理由は何らかあると思うので、その辺もうー回詳しくお聞かせ願いたい。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 ちょっとすみません、資料を持っていないので、明確に答えられませんけれども、基本的には舗装延長は伸ばしていくというのがスタンスではあるんですけれども、那須塩原市というので合併したときに既に砂利道でいろいろ問題があって、なっていない部分がかなりそういう部分で残っているのだろうというように考えられますので、ちょっと手持ち資料がないものですから、その辺の詳しいことは申し上げられないのですけれども、少なくとも何らかの制約があるからできないということだと思います。

なお、一部砂利道のままがいいというところも、 接骨木近辺にはございまして、やはり騎手養成所 ですか、そういう部分で馬が横断するのに舗装を かけちゃ困るということで砂利道の延長、そうい うので残っている場合もあります。ただ、それは 特殊な例ですけれども、基本的に住んでいる方に ついては砂利道を舗装という要望が出てくるんで すけれども、それでなっていないのは何らかの理 由がある。考えられる一つとしては、もしかする と雨水関係とか、あと地権者のほうのご了解が砂 利道のがスピード出さないからいいんだよという 方も中にはいたりして、そういう部分である場合 もあります。ちょっと資料ないものですみません。 わかりません。

岡本委員長 若目田都市計画課長。

若目田都市計画課長 補足説明させていただきま す。今の道路課長のほうから資料がないんではっ きりしたことは言えないという話の中で、私が思 うには、西那須野地区の中で、西那須野というの は道路が狭くても農道みたいな整備でやったとこ ろにつきましても、市道認定ということで市道に なっているところがたくさんあります。 1 区町、 2区町あたりにもたくさんありますし、そういっ た中で道路幅員が狭いところ、交通量が少ないと ころを田んぼの中の道路なんかは狭いですから、 そういったところで公共性が低いということで、 砂利のままになっているところがたくさんあると 思います。そういった中で整備というのが、3つ あわせていますので、塩原、黒磯、西那須野とあ わせていますんで、そういうことで延長が大きく なっているかなと思います。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 やはり要望は結構あると思うんですよね。確かに西那須野、塩原の動向というのはあるかもしれないですけれども、また、田んぼのそばであって砂利道で、砂利が田んぼに入れられてしまうというか、入ってしまうというのは、そういったものをできていると思うんで、できることならば年間で1キロでも2キロでも舗装をしていただけるような方向に行ってもらえればいいと思うんですが、確かに舗装になればなったでおっしゃったように本当にスピード出してやられる、今度は水が出てくるから側溝つくれとか、付随しているいろな問題が出てくるとは思うんですが、検討していただければいいのかなと思います。

引き続き209ページ、普通河川等維持管理事業 ということで聞きたいと思うんですが、那珂川の 反対側は那須町があって、松林のところに相当崩 れているところがかなりあると思うんですね。そ の中においては、こっち旧黒磯地内といいますか、崩れていないところがないわけでないと思うんですけれども、底辺のところの調査、また対象方法というか、そういったものは進めているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 那珂川のがけ地の管理ということになると、県が管理をしておりまして、那須町側については情報を持っていませんのでわかりませんけれども、那須塩原市側、鳥野目側につきましては、県のほうで今後地元説明会もしますけれども、何らかの方法をとろうということで、検討に乗り出したというところまでの情報を得ております。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 了解しました。説明していただいて、 よろしくお願いしたいと思います。場所によって は本当にがけのほうまで歩いてすっと行ける場所 もあるようなところもあると聞いていますので、 よろしくお願いしたいと思います。

続いて211ページ、単純なことで悪いんですが、 下のほうに普通河川等整備事業という中で、工事 請負費、法定外水路改修工事とあるんですが、こ の法定外水路というのはどういった水路なのか、 ちょっと素人でわからないんですが、教えていた だきたいと思います。

岡本委員長 舟岡道路課長。

舟岡道路課長 この法定外というのは、例えば道路の場合、認定外道路ということで、市道になっていない道路、それと同じような扱いの要するに河川法の指定を受けない何もない水路ということで、河川法の法があるものは一、二級とかそういうものはすべて法律に縛られるんですけれども、普通河川についてはそういう河川法の縛りない河

川ということで、小さく言えば水路のそういう河川、そういう扱いになっているところでございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この近くで見ることはできますか、そ ういうのは、こういうふうなのですよというのは。 舟岡道路課長 何かの機会にご案内します。

岡本委員長 ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳 入歳出認定については、原案のとおり認定すべき ものとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しま した。

そのほか、道路課の執行部のほうから何かあり ますか。

舟岡道路課長 (報告)

岡本委員長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

なければ、以上で道路課の審査を終了いたしま す。ご苦労さまでした。 ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時46分

岡本委員長 それでは、引き続き委員会を再開い たします。

建築指導課の審査なんですけれども、その前に 都市整備課のほうから鈴木委員からの質問で、保 留されておりました答弁がございますので、答弁 いただきます。

須藤都市整備課長。

須藤都市整備課長 どうも時間を割いていただい てありがとうございました。

午前中にご説明がもれてしまいました。過去の 収納率についてご説明させていただきたいと思い ます。

なお、データにつきましては、那須塩原市統合 され17年度以降のものしかありませんので、ご了 解いただきたいと思います。

17年度でございますが、92.61%、18年度92.94、19年度93.71、19年度までが各支所、黒磯支所、西那須野支所、塩原支所でそれぞれ住宅を担当してございました。平成20年度から現在の住宅につきましては、本庁形式ということで、私どものほうで事務を統合されたものでございます。20年度、若干下がりまして93.23%、21年度95.32%、平成22年度きょうご報告したとおり96.8%でございます。

以上でございます。どうもありがとうございま した。

岡本委員長 ありがとうございました。

建築指導課の審査

岡本委員長 それでは、ただいまから建築指導課 の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

部長のほうから出欠確認をお願いします。

君島建設部長 (出席説明員紹介、出欠確認)

議案第35号の説明、質疑、討 論、採決

岡本委員長 ありがとうございました。

それでは、議案第35号 平成23年度那須塩原市 一般会計補正予算(第5号)を議題といたしま す。

執行部の説明をお願いいたします。

竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 (議案第35号について説明。)

岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、ご意見をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 建物がアスベストということですけれ ども、これは各私なら私のうちのそういったもの をどういうふうにするんですか。 具体的にちょっ とお聞かせ願いたい。

岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 やはリアスベストといいましても、吹きつけアスベストといいまして、主に鉄骨の建物に耐火建築物を要求される建物につきましては、通常3階以上の建物が、これは一般的に耐火するためにアスベストという防火被覆という形でされているものが多うございます。こういっ

たものの状況が実態上そういったものがございますが、そういったものにつきまして、従来の確認の台帳、概要書とか、そういったものを抽出するため、ですから鉄骨で3階以上で耐火建築と、そういったものを抽出したいということで、そういったものをデータベース化することによって、対象はどんなものがあるかというのをおしたいと考えてございます。

これは国のほうからこういったアスベストにつ きましては、従来より比較的大きな1,000㎡以上 の建物につきましては、一応整備が終わっている んですが、1.000㎡以下のものにつきましても国 のほうでやるようにということで、通知が、技術 的助言が出ておりまして、これに基づきましてう ちのほうも基礎となる建物の中でそういったもの がどれぐらいあるのかというのを把握したいとい うことで、比較的に大きな1,000㎡以上のものに つきましては、一応台帳をつくっておるんですが、 今回は1,000㎡以下の数的にはかなり全国統計で すと10万件、20万件というふうに聞いてあるんで すが、そういうベースでまずそういったものを把 握しなさいということで、それに基づきまして台 帳に基づいて指導していくという形になるかと思 います。

ただ、アスベストにつきましては、そういった 吹きつけしたものと、それからあと建材といいま して、瓦とかそういった外壁等に使われているも のもございます。そういったものはやはりセメン トで固めてありますので、比較的危険性がないと 言われていますが、いわゆる鉄骨に吹きつけたも のについては、非常に飛散性があるということ で、国のほうでもこういったものを中心にやるよ うに技術的助言という形で出ているようでござい ます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 住んでいるうちもあれば住んでいない うちもあるんですよ、3階でね。ぼろぼろで今に も倒れるんじゃないかという建物もありますし、 そんなのも含めて住んでいる住んでいないも含め て調べていくのかどうなのかということと。それ をとりあえず。

岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 いわゆる実態をまず調査する 前に、正直言いまして建築物につきましては、確 認のときに概要書というのをいただいております。 その配置図、案内図と、それからその概要を示し たものなんですが、そういったものをまずデータ ベース化するということで、コンピューター化い たしまして、その中で3階以上で耐火建築物でと いうものを、まず最初に対象物を選ばなきゃなら ないものですから、そういった作業をやるという ことで、そのために必要なまず台帳整理を行って いるものでございまして、かなりその鉄骨の建物 がすぐ危ないとかそういうことではありませんの で、あくまでも3階以上で耐火建築物を要求され た建物、正直言いますと、余りこういった比較的 那須塩原にはそんなに市街化というのがございま せんので、宇都宮なんかは逆にどちらかというと いわゆる鉄筋コンクリートにしますとお金がかか るものですから、鉄骨の建物で耐火を被覆して比 較的ローコストでそういった商業ビル、そういっ たものが結構多うございます。ですから、宇都宮 なんかは結構あるというふうに聞いてございます けれども、那須塩原の場合ですと、余りそういっ たいわゆる市街地にそういったものというのはそ こまで要求されてもございませんので、比較的少 ないのかなと思っております。なかなかどうして も鉄筋コンクリートとなるとお金もかかりますけ れども、鉄骨で3階以上で耐火被覆をすることに よっていわゆる耐火建築物というものをつくると

いう場合がございまして、そういった場合に非常 に昔からやられた手法でございまして、アスベス トで鉄骨のところを耐火被覆をして簡単に燃えな いような形にするというのがありまして、そういったものが従来結構やられておりました。

いずれにしても、まずはその基礎的な台帳をまず整備したいということで、それに基づきまして 先生がおっしゃいましたように、個別にそういったことを将来的にはやっていこうと思っております。ただ、まずその前に全体を把握しなくちゃならないものですから、そういった形で台帳の整備を行いたいというふうに思っております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 緊急雇用ということで、その意味合いはそれではそれでいいです。ただ、今言ったデータベース化して、アスベスト対策といったって、もう建物があってデータベースして、その後もう入っているわけでしょう、中にアスベストがね。それをその持ち主に何かそれが出ないように、飛び散らないように指導するというところまでのものはあってのデータベースだと思うんですね。最終的にはどこまでいくのかなと。効果というか結果というか対策というか、そのところはどういうふうには検討しているのかなと思います。

岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 これは国のほうの対象が非常に多うございますので、なかなか国土交通省のほうでも、例えば法的にどうこうというのはなかなか言えないと聞いてございます。ただ、国のほうではまず私どものほうの特定行政庁のほうに、まず台帳整備をやってくださいというのがまだ言われている段階でございまして、正直言って、言われたように具体的にその後どうするんだということの工程表が正直言って国のほうからも出されていない状況でございますので。

ただ、アスベストイコール何でもかんでも危険だということではございませんので、その中で吹きされたもので劣化していて非常に飛散しやすくなっているものについては、そういった危険性がありますので、そういったものをまず実態を把握しようと、あくまでも台帳整備をやると。それから、それに基づいて次の段階では個別整理、指導していくような形もあるかと思うんですが、ただ、アスベスト吹いたところが今好ましくないと言われておりますけれども、その当時は適法でございましたので、別に違法なことではございませんので、国のほうも正直言って困っている部分なのかなということでございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 もう一点、緊急雇用対策については大変に理解を得るんですが、その後の対策性についてはこじつけかなという気がしないわけでもないんですけれどもね。それはそれとしてわかりました。

ただ、1つだけ。賃金868万4,000円、ちなみに何人雇用するのか、それだけお聞かせください。 岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 一応約半年更新になってございますので、一応延べ2人ということ、半年更新で延べ2人ということで、こちらのうち以外の緊急雇用が入ってございますので。

若目田都市計画課長 執行計画書でいくと10ページ、大変申しわけございません。中段あたりにございます。89万4,000円ということで、短期ですから1人になりますね。

岡本委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

副委員長。

岡部副委員長 建築の年数もデータベースに入る んですか。そのもう既に鉄筋 3 階建てになってお ります鉄骨鉄筋3階建てになっております建物に 関して。

岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 建築計画概要書というのがございまして、これが昭和46年からございます。ですから、その46年からの概要書をもとにそのデータベースとなりますと、当然建築年というのも入る形になると考えます。

岡本委員長 副委員長。

岡部副委員長 鉄骨鉄筋と木造とで課税対象が違うんですね、固定資産税の。そういうのを目的につくるようなことができるだけないように、対応年数で償却期間というものを建物につくっていただきませんと、今の現状ですと課税対象がつくったときの金額がベースになることはあるものですから、鉄骨鉄筋と木造の差というのはそこのところにも出てきておりますので、その辺も考慮に入れて検討していただかないと、建てているものをですけれども、これからどんどん推奨していくんだとすると、つくる人はいろいろと考えるんではなかろうかと、このように思います。ただ、これは一市民として申し上げていることですので、検討の対象に入れていただきたいと思います。

岡本委員長答弁はいいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成22年度那須塩原市一般会計補 正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきも のとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の途中ですが、ここで10分間休憩をいたし ます。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時11分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会 を開きます。

建設常任委員会を決算審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

岡本委員長 それでは、認定第1号 平成22年度 那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての 説明をお願いいたします。

竹沢建築指導課長 (認定第1号について説明。)

岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 確認ということでお聞きしたいんですけれども、建築手数料の中で構造計算適合性判断ということで、先ほど3,000円ほど多くいただいて、こちらに回しているというような言い方したんですが、具体的にはどういった何かをするか。 岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 こちらにつきましては、いわ ゆるうちのほうで確認、こういった構造適合性判 定が必要なものについては、簡単に言いますと、 例えば、面積によりまして随分違うんですが、例 えば1,000㎡以下の場合ですと15万9,000円をいた だいております。その中でうちのほうで建築セン ターには15万6,000円を支出する形で、先ほど3,000 円と言いましたのは、その部分でございまして、 うちのほうで簡単に言いますと、それを郵送した り、そういったものがございますので、そういう 分で3,000円事務費を多く申請者からいただきま して、それがうちのほうの事務費になりまして、 いわゆる配送とかそういったもの、それでその15 万6,000円をそのまま建築センターのほうに払っ ているという形で、うちのほうは中身的には若干 の事務費をいただきながら、その分を申請者のほ うは直接建築センターのほうに払えないものです から、うちのほうとして一回受けまして、うちの ほうから払っている状況で、そういう形で構造計 算適合判定というのは歳入のほうと歳出のほうに 両方出てまいります。

以上でございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 事務手数料という、なるほど。わかり ました。

もう一点、報奨金ということで、建築審査会委員報酬という5人が一回で3万7,000円となっていると思うんですが、この建築審査会というものの中身というのはどういったものを審査するのか。

非常に申しわけないんですが、素人なものですから素人にわかりやすいようにお話ししてください。 岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 建築審査会と申しますのは、 通常はいわゆる特定行政庁という私ども建築指導 課のほうで確認業務とかやるわけなんですが、そ の中で先ほどちょっとお話ししました許可関係、 それからなんですが、それにつきましては、いわ ゆる許可と申しましたら本来禁止事項の解除なも のですから、それにつきましては、私どもの審査 だけではなくて、建築審査会という審査機関を通 してやるようになってございます。これにつきま しては、件数が正直余りないんですけれども、例 えば多うございますのは48条の用途地域関係の例 えば住居地域に工場をつくりたいとかという大変 に多いんですが、そういった場合にその許可の手 続をとることによって、その禁止事項が解除され て許可を得て建てられるというような形になりま す。

現在、審査会の委員さん5名いらっしゃいまして、その中でただ今のところそういった去年の実績等で見ますと、一般的には先ほどちょっとお話し申しました43条の許可ということで、道路を挟んで水路を挟んでうちを建てたいといった場合、一応今、許可をするというふうになってございまして、ただ、一軒一軒外でやると非常に時間がかかりますので、それにつきましては、包括同意という形でいただいておりまして、審査会のほうにこういった形で許可をしましたという報告をしている形なんですが、道路と水路を挟んで敷地があるといった場合に、そういった許可をして行ったいる確認をするというような仕組みになってございますので、そういった関係で非常にほかの件数とのほとんどそれでございます。

本来であればそういった昔は非常に用途地域関

係の許可というのが非常に多かったんですが、最近余り景気が悪いせいか、余りそういった部分がございませんので、どちらかというと道路と敷地内で水路が入っているという形で、43条のただし書き許可というのは非常に件数が上がっていて多うございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、許可するかしないかの ための審査会というふうに理解していいですか。 竹沢建築指導課長 そうでございます。

鈴木委員 そうすると、今言ったような中では水 路というのが件数が余りないということに関して は、審査するものが多ければもっと審査会の数も ふえるというふうに考えていいわけですか。

岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 はい。

鈴木委員 もう一点、耐震アドバイザー派遣費ということなんですが、これはうちのほうの市役所には耐震アドバイザーという人がいるんですか。 その人が勉強会に行くための派遣というか、そういうふうに理解していいのか、ちょっと頭が混乱しているんですね。

岡本委員長 竹沢建築指導課長。

竹沢建築指導課長 耐震アドバイザー制度というのは、先ほどちょっとお話ししました耐震診断と、それから耐震改修というのは、これは個人事業でございますけれども、これはいわゆる国民負担があるものですから、耐震診断の場合ですと、例えば1万円の負担があると、セットのようにあるんですが、耐震アドバイザーと申しますと、そのまず前段として、相談に乗ってほしいという制度が非常に多いございまして、それにつきまして耐震アドバイザーという県の認定を受けた方なんですが、そういった方を市の単独で1回1人2,500円という規定になってございます。それで派遣をす

るというのはその費用でございます。ですから、 具体的に相談があった方について、現場を見てア ドバイスを受けたいという方で、実際に市の職員 とアドバイザーの方で一緒に行っておりますけれ ども、そういった方にアドバイザーを派遣しまし て、アドバイザーの方は一応交通費といいますか、 2,500円をちょうだいして見ていただいて、でき ればその次の段階で耐震診断なり改修に結びつけ たいということでございます。その呼び水的な分 で設けた部分なので、これは県、市の職員、それ から民間の建築士の方になってございまして、全 体で約平成22年度末でございますけれども、176 名の方がアドバイザーとして今、登録をしている と。これは県の制度でございますけれども、県の ほうで登録されているということでございます。 岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、僕が耐震診断を受けたいと、その前のアドバイザーにちょっと相談を受けたいんだけれども、という部分で来ていただくのに2,500円お支払いするということで理解していいんですか。

竹沢建築指導課長 はい。

岡本委員長 そのほかありますか。

ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議がないものと認め、討論を終結 いたします。 これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳 入歳出決算認定については、原案のとおり可決す べきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しま した。

そのほか執行部から何かありますでしょうか。 なければ、本日の審査事項は以上で終了となり ます。

その他に入る前に、ここで執行部退席のため、 暫時休憩といたします。執行部の皆様、大変にご 苦労さまでした。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時33分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会 を開きます。

(所管事務調査について説明)

岡本委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、きょうは以上になります。 大変お疲れさまでした。

散会 午後 5時37分

建設水道常任委員会及び決算審査特別委員会(第四分科会)

平成23年9月13日(火曜日)午前10時開会

出席委員(7名)

委	員	長	畄	本	真	芳	君	副	委	員	長	畄	部	瑞	穂	君
委		員	大	野	恭	男	君	委			員	鈴	木		紀	君
委		員	髙	久	好	-	君	委			員	人	見	菊	_	君
委		員	木	下	幸	英	君									

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

上下水道部長	岡	﨑		修	君	水道管理課長	薄	井	正	行	君
水道管理課長 補 佐	秋	元	孝	夫	君	水道管理課経 営 係 長兼企画係長	高	橋		カ	君
水 道 管 理 課 黒磯事務所長	金	田	文	男	君	水道施設課長	髙	久	敏	雄	君
水道施設課長 補 佐 兼 浄 水 係 長	大	西		悟	君	水 道 施 設 課 水道建設係長	室	井	正	幸	君
水道施設課 給水係長	高	野		彰	君	下水道課長	君	島		勝	君
下水道課長 補佐兼下水道 建 設 係 長	久利	上生		元	君	下 水 道 課普 及 係 長	稲	垣	昭三	郎	君
下水道課管理係長	相	葉	秀	隆	君	下 水 道 課施 設 係 長	峰	岸	紀	夫	君

出席議会事務局職員

書 記 小 磯 孝 洋 君

議事日程

- 1.開議
- 2.委員長あいさつ
- 3.審查事項

[上下水道部]

・上下水道部長あいさつ

〔水道管理課・水道施設課〕

- ·議案第43号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号) 決算審査
- ・認定第12号 平成22年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

〔下水道課〕

- ·議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第39号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ·議案第40号 平成23年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) 決算審査
- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 6号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 7号 平成23年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 . その他
- 5.閉 会

開会 午前10時00分

委員長あいさつ

岡本委員長 それでは、時間前ですけれども、おそろいのようでございますので、始めさせていただきます。

それでは、改めましておはようございます。散 会前に引き続き、建設水道常任委員会を再開いた します。

本日は上下水道部の審査を行います。委員各位 におかれましては、慎重なる審議とともに円滑な 進行へのご協力をお願い申し上げまして、あいさ つといたします。

これより審査事項に入ります。

水道管理課・水道施設課の審査

岡本委員長 まずは、上下水道部長のごあいさつ をお願いいたします。

岡﨑上下水道部長 (挨拶。)

岡本委員長 ありがとうございました。

それでは、早速ただいまから水道管理課、水道 施設課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第43号の説明、質疑、討

論、採決

岡本委員長 それでは、議案第43号 平成23年度 那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)を議 題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井水道管理課長 (議案第43号について説明。)

岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見をお受けいたします。

[発言する人なし]

岡本委員長 質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了 いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

議案第43号 平成23年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しま した。

認定第12号の説明、質疑、討

論、採決

岡本委員長 続きまして、建設水道常任委員会を 決算審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

それでは、認定第12号 平成22年度那須塩原市 水道事業会計決算認定についてを議題といたしま す。 執行部の説明をお願いいたします。

薄井水道管理課長 (認定第12号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

では、鈴木委員。

鈴木委員 きのうもちょっと話が出たんですが、 配水管と給水管の違い、簡単に教えていただけれ ばと思うんですが。

岡本委員長はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 配水管はそのまま家庭の近くまでの水道管の上の方というような配水管、水道管ですね。給水管というのは個人の宅地にサービス管、大きく言えばそれが一番大きな違いかなと。もうちょっと違いはありますけれども、配水管と給水管はそんな違いでございます。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 道路に関しては私道、市道かかわらず してということなのか。というのは、市道があっ てそこから私道がこう入っているほうにうちが二、 三軒あると、そういった場合の配水管と給水管と いうのはどこがどうなのかということです。

岡本委員長 髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 今の私道についても、入れた後については配水管という形で受贈財産で私のほうで寄附を受け入れて私どもの配水管という位置づけになります。やはり私道のほうに至ってもやっぱりサービス管はございますから、それは給水管ということで個人の財産という形でやっております。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうしますと、質疑の中であったのかな、有収率という中において漏水がかなりな原因ではないかって話があったんですが、その場合の

漏水の場合、漏水率が高いというか低いというか、 ことなんですけれども、どこを基準にしてんだか というのかな、給水のほうなのか配水のほうなの かという部分については。

岡本委員長はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 漏水については、サービス管でもメーターついている、住宅って当然メーターついているんですけれども、メーターについてはかるのは有収水量ということでカウントされます。それより手前、これについてはすべて漏水量になります。配水管であっても給水管であってもメーター、サービス管のメーターの手前の不明水についてはすべて漏水量。

鈴木委員 漏水量。

高久水道施設課長 漏水ですね。漏水だけじゃありませんけれども、基本的に配水池から出るとき大きなメーターが当然ございますから、そこから個別のメーター、4万個ぐらいありますけれども、それを差し引いた残りが漏水量とかメーター器差……、大きく言えば大もとではかっております。あと個別の何万個のやつをはかった残りが、不明水量というものは漏水だけではありませんけれども、不明水量。当然ながら出た量が、配水でありますからそれが分母になります。分子が4万個、5万個の使用量ですね。それを割ったものが有収水量という有収率になります。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 上水道っていうかよくわからないですけれども、そこから100水が流れてきたとするじゃないですか、そこから本管100いって、ここから分かれたときに両サイドに50ずついっていると、それで100だよね。そうすると、その途中に100から分かれてうちに入るところにメーター器がついているわけでしょう。そこまでは両方とも50でい

っていると、50ずつね。そして、メーターから先 いったのも本来50ずついっているわけでしょう。 それが、そのメーター器の手前で片方が50いって いてもそこが40になっちゃうんだといった場合に は漏水量。

岡本委員長はい、髙久水道施設課長。

髙久水道施設課長 今言ったように、今100出て、 本来は50、50で全部その一般需要者の方に使って もらうわけですが、当然ながら漏水とか、あとメ ーター、メーターそのもの100出たら100出るとい うことじゃないのでそのロスはあります。そうす ると100出たのが95とか80とかいう形になります ね。だから本管でも漏水あると思います。そうい うのも含めて有収水量はもう今言ったようにメー ターでお金もらった水量なんですよね。それを上 から出た水量、例えば配水池の、配水の去年千本 松の配水池つくりましたけれども、その配水池の 中の掃除するのにも配水量がかかる。本当はその 管の洗浄ですね、新しい管入れれば臭いですから 何日もかけて水抜きをしなきゃならない、それも 配水量になっちゃうんです。だから、漏水だけじ ゃなくてそういうその維持管理に必要な水量もす べて配水量になります。さらに漏水量も入ってき ます。

という形で、要するに上が100出ていても下でしっかり100出るということはなかなかなりづらいという形ですね。ちなみに県の平均ですと、部長が、質問にも答えましたけれども、81ぐらいですね。栃木県は非常に低いです。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 大体、なかなか頭の中でイメージできないのですが、その有収率でしたっけ、今言った81%。ここは何%、高いと思ったけれども.....。 薄井水道管理課長 先ほども決算で申し上げた 79.34。

鈴木委員 その原因はわかっているわけですよね。 岡本委員長 はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 原因としては、部長答えたように給水管の漏水が多いんじゃないかと。もう一つは、本管については吹き出てくればわかるんですけれども、わかっていないものもまだあると。その量的なものが、給水管については幾つとか配水管が幾つとかそういう水量が出ていないんですよね。大変申しわけない、メーターがついていないんで。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その漏水ということになればそれを調べる手だてっていうのはあるわけでしょう。 どこが漏水しているのかという箇所を探すことは可能なんでしょうか。

岡本委員長はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 通常ですと、漏水すれば路上に吹きあがるのが当たり前の話なんでそれを漏水調査とかそういうのでやる計画もございます。ただ、ことしはついていませんが、一部の地域でその漏水しても路上に吹き上がらないというようなところがありますので、そのときにおかしいというのを当たっているんですが、それでもなかなか見つからないというのが現実。

あと、給水管については、お客様のメーターが 回っていれば自分ちのほうでお金かかりますから すぐに連絡が来ます。本管からメーターまでの間、 これについては水漏っていてもなかなか連絡くれ ないというのもありますけれども、それも調査す ればわかる。一般的にしみてくれば出てるよとい うことで今はやってくれるんです。現在その西那 須野の修繕方式に改まりまして、平成18年からで すけれども、メーターの手前についてはお客様の 持ち物でありますけれども、便宜上、私どもで修繕をさせてもらっているという形です。だから、 有収率を上げるためにはそういう形でしていかないとなかなか上に向いていかないということで今は対応しております。

以上です。

岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 ご苦労さまでございますとしか言いようがないですけれども、いずれしろ、水抜きは上に出てくればわかるんだろうけれども、下に入っちゃっている分はなかなか探しにくいというところなんでしょう、要は。

高久水道施設課長 調査もありますけれども。 鈴木委員 それはしっかりとやってもらうほかな いと思いますよね。

それともう1点、意見書の中でもあると思うんですが、さっきもちょっと話出ましたけれども、特別損失、不納欠損で1,900万と言いましたっけ、21年。22年度が1,100万ということで、この特別損失の内訳をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

岡本委員長はい、薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 不納欠損の内容でございますけれども、件数につきましては先ほども言いましたように1,196件ということでございますが、まず一つには5年が経過して取れる見込みがないものが一つでございます。それから5年未満であっても例えば倒産してしまったもの、それから個人であれば自己破産したもの、あるいは本人が死亡したもの、それから時効の援用といいましてこれは民間と同じでして、2年を経過して本人が支払いしませんということになると時効の援用ということになりまして請求ができないんですね、これは民間と同じなんですね、民間の商品の取引と同じですね。

そういったもの等がありまして、まず破産につ きまして95件ですね、自己破産それから倒産そう いったものが95件で337万3,509円、それから死亡、 これが323件。これは1人の方が亡くなっても2 口持っていたりということがありますので必ずし もこれお亡くなりになった人数という意味ではご ざいませんが、件数としては323件で235万1,588 円、それから行方不明っていいますか、市民課の ほうの職権で削除されているものが54件で21万 7,821円です。それから先ほど言いました時効の 援用ということで、もう2年が経過して私はお支 払いできませんということになったのは20件で13 万8,027円。それからこれが一番大きいんですけ れども、行方不明といいますか、無届で出てしま う、アパートなんかの場合に出てってしまう、そ れを追跡調査するんですが、なかなか転出先が不 明というのが700件ございまして、341万9,663円。 それから使用者不明というのが4件ありまして1 万7,137円ということで、合計しまして1,196件で 951万7,745円でございます。これは税込みです。 鈴木委員 こっちは税込みでなっているんだね。 岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 そういう中で21年度から22年度にかけて約800万近く不納欠損が減ったわけですよね、これは何らかの理由があるんですか。

岡本委員長 はい、課長。

薄井水道管理課長 昨年度は大口の旅館等の倒産 による大口の不納欠損というかそういったのがあ ったということでございます。今年度はそういっ た大口がないと。

岡本委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

岡本委員長 ほかにないようですので.....、はい、 鈴木委員。

鈴木委員 放射線関係で、3月11日以後、もうあ

れだけの問題ですからはかってきたとは思うんですが、浄水場はここは何カ所あるんですか。まずはそれと、その放射線量、各浄水場によって違うと思うんですが、はかり方としてはベクレルというはかり方しているのか。

今のところ、今のところという言い方はないんですが、飲み水には心配ないとは思うんですけれども、政府のほうで言っている数値は基本にはなっているとは思うんですけれども、池、校庭の表土を削るにしろ今の基準では1マイクロシーベルト以上のところは削るということですけれども、今回からは今度全校やる方向でいるという中においては、放射線量の数値をまず出た数値よりももっと下げて、ここ独自のという言い方はないんですが、そういうものの考え方で給水しているのかどうなのかというのを聞きたいと思います。 岡本委員長 髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 浄水場と呼ばれるものはいわゆる水つくりを行っているところ、配水池で滅菌しているのは別にして、浄水場としては5カ所ですね。鳥野目浄水場、千本松浄水場、穴沢浄水場、要害浄水場、あと蟇沼浄水場ということで5つございます。そのほかに湧水とか地下水とかで滅菌だけの配水池だけでやっているところ、これが13カ所だと思うんですよね。配水池、数えればもっとありますけれども、水つくりやっているのが13カ所、それを今回その放射線の水道水の物質をはかるということで、6カ所プラス7カ所ですか、そこから出たものがすべてその放射線、放射能の水道水のその量を測定するということで今回その補正予算を提出させていただきました。

それで、基準というのはありますが、これは私 どもでは水道水についてはベクレル、ヨウ素につ いては300、セシウムは合わせて500だったかな、 200ベクレル。おかげさまで3月、最初にはかっ

たのは3月14日ですかね、測定したんですが、一 度も私どもでは検出されたものはないと。測定限 界って今よく言っていますけれども、時間をかけ れば全部はかれるんでしょうけれども、要するに 今殺到して測定会社がはかれない、さばき切れな いということで、まずは安全確保した段階で私ど もへの報告、それが当初は30ぐらいでした。30未 満だからはからなくてもいいでしょう、もう検査 済みだから。今についてはもう10未満ということ で検出限界に出ております。もっと細かくやれば、 時間をかければできる、これは部長がお答えした ように10分で検査する、それが検出結果10未満と。 私どもだけでも13カ所か14カ所、入れて13カ所持 っているわけです。すると、1回入れて洗浄して またはかるという形でそうやっていると、もう非 常に検査要望があるということが、現在10分でそ の測定するという状況で、検出限界が10までです けれども、それでもういずれにしても3月下旬か ら毎週やっていますが出たことない。

今言ったその現実にマイクロシーベルトという のは私どもでは直接関知しないというか、どっち かというと発生、汚泥のほうですね、汚泥のほう で出るときがありますけれども、それについては 千本松が新聞にも載りましたけれども4万、合わ せて4万ですかね、それは1回だけです。次はも う合わせても2,000。千本松は1回だけ4万出ま した。あとのは、もう一回、汚泥をとった後、今 度は2回目ですが、2回目については合わせても 1,000という形で、鳥野目についてはもっとスパ ンが長いので、検出もセシウムですがその量につ いては3,000とか4,000ということで、8,000まで は届いていない。8.000前後でその汚泥について も処分するしないでいるいろ問題が出ていますが、 それについては下水道の汚泥処理と同じですが、 すべてのがそうかな、そういう形になっているか

と思います。

以上です。

岡本委員長 岡﨑上下水道部長、どうぞ。

岡崎上下水道部長 ベクレルとマイクロシーベルトってわかりにくいんですが、水道に関しては1kgの中にどれだけ入っているか、濃度がベクレルなんですね。シーベルトというのは空気中で出ている放射線量を例えば50cmの高さとかそういうものなので、一つは物質を機械に入れて測定しているものは水道とか下水道の汚泥とかと水とかがあります。今はかっているのは地域の安全等を確保するために出ている放射線量をはかっているということなので、私どものほうではまず濃度の管理もしますし、施設の安全のために定期的に周辺のそういう測定もして、特に大きな異常もないというのを確認していますので、その二通りであります。

岡本委員長はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 先ほど私汚泥、マイクロシーベルトじゃなく、汚泥もベクレルです。すみません。

岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 今説明あったんだけれども、その1kg の濃度と言いましたよね。水道のベクレルはかるということは、1kgというと1,000ccかな、1,000ccの濃度が10ベクレルとすると、2リッターになったら20ベクレルというふうになるの。そういう濃度の計算ではない、どういうふうに理解すればいいのかな。

岡本委員長はい、岡崎上下水道部長。

岡崎上下水道部長 あくまでも濃度というのはその持っている濃さですから、総量でいえば1リッターのものと2リッターのものは体内に入ってくる量は確かに違うかもしれないんですが、あくまでも一つの単位を比較するには水であれば1リッ

トル、1kgのところの濃度、あくまでも濃度。だから塩水を5%にしたやつをたくさんやったって飲んでいる濃さは同じですけれども、入ってくる量はたくさん飲めば多くなるということです。 鈴木委員 わかりました。被曝量がシーベルトということだね、要はね。はい、わかりました。

水に関してはほとんど心配ないということで考えていいんでしょうけれども、これから出てくるのが落ち葉、落ち葉関係が浄水場にも、配水池というんですか、こういうところにもかなり落ちるケースが出てくると思うんですよね。腐葉土に関していえば、落ち葉っていえば腐葉土になると思うんだけれども、東京の町田のほうでも腐葉土に関しては出てきたというような例もありますから、そこのところはしっかりと検査していただいて、我々もそうですけれども、やっぱり安心というものをいかにやっぱりみんなに訴えていかなくちゃならないのかなと思うので、そこのところよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

岡本委員長 ほかにございませんでしょうか。 はい、髙久委員。

高久委員 私はちょっとお金のほうのことで、歳 入のほうので建設改良積立基金というのが9,000 万減ったという説明がありました。これは今後の 傾向としてやっぱりこのぐらいの率があるのかど うなのか、見通しは。教えてもらいたい。

岡本委員長はい、薄井水道管理課長。

薄井水道管理課長 老朽化の更新工事は今後も同じように続けていかなければ予定だけの数量は終わらないということでございますが、あとは収入についてなんですけれども、収入については激変緩和措置が22年度については3,500万ぐらい、結局入ってくるべきものはそういった措置によって入ってこないということで、それは10月からのや

つで3,500万でして、今年度見込んでいるのは約1億1,000万ぐらい見込んではいるんですよ。結局そういったものが入ってこないということになれば結局それだけの収入が減るわけですから、当然そういった傾向は今後も続いてしまうのではないかなということを少し心配はしています。

岡本委員長 ほかにございませんか。

はい、人見委員。

人見委員 簡単なことで、こっちの資料の12ページ、委託料、板室地区配水場施設整備基本設計業務委託ということでありますが、これは内容というのはどういうふうな。

岡本委員長はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 板室地区の配水施設整備基本設計業務ということは、水道事業基本計画の中で板室温泉の水源地、これが維持管理上非常に厳しいということで、板室本村の水源、これのほうが余裕があるし、その維持管理上も安い。板室本村から今いろいろ水槽等ございますから、その水を板室温泉まで持っていって、行く行くはその板室温泉を板室本村の水源からの水で賄うというような形で考えています。その中で、じゃあ配水池はどういうふうにしたらいいか、送水管は管の口径どれぐらいにしたらいいか、どういう給水区域にしたらいいか、こういう形で大きくその方向づけをした内容がこの板室地区の基本設計業務委託でございます。

以上です。

岡本委員長 はい、人見委員。

人見委員 具体的には。設計の内容は既にでき上がっているんだと思うんだけれども、どういう状態で。

岡本委員長はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 現在の状況は、昨年が基本設計という形でやらせていただきました。ことしに

ついてはそういう細かいところで実施設計という 形でもうちょっと細かい設計、発注できるような 設計書の今作成をやっている段階でございます。 その中で、一部その昔の有料道路から温泉へ下が る道ですが、3.11の災害で何カ所か道路が傷んで おります。それについては、今回その道路修繕に 伴って舗装したいというような形でございますの で、大田原土木事務所と相談して協議させていた だいて、その分についてはじゃあ先行して水道管 を入れさせてくださいというような形で一部その 設計書はできないんですが、発注をかけたのもあ ります。何カ所、三、四カ所あったのかな、4カ 所ですね、これについては随契で現有予算の中で 対応させてもらうという形で施工しておりますが、 現実的にはことしは設計書の作成というような形 で進めております。

以上です。

岡本委員長 はい、人見委員。

人見委員 単年度でという計画なのかどうなのか。 岡本委員長 髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 基本的には3年計画で見たと思います。おおよそが板室本村の低区配水池がございますが、そこまでの送水管を延ばして、使用的に上の配水池だけでも間に合うという形がございますので、乙女橋から今の本村につながっている管をつなぐ、来年度、その次の年が配水池の築造、あと送水管、板室温泉まで布設する送水管、今回のも含めて布設工事を進める、次の年も橋梁添架だとかそういうのでございますが、3年で、次の4年で……、24年度からその工事が始まって、25年度が配水池の築造、低区配水池の下につくる予定ですが、26年度は本村の本復旧と一部の橋梁添架という形で26年度に最終的には完成したいと、26年度中にという形で工事としては3カ年になります、こちらを除けば。

以上です。

岡本委員長 はい、人見委員。

人見委員 温泉地区の今の配管されたそれを利用 するのか、新たな形で取り入れるのか。

岡本委員長 はい、髙久水道施設課長。

高久水道施設課長 温泉内については既に10年ぐらい前に温泉街についてはやっております。で、温泉街からそのもとの今の配水池ですね、それまでの管については石綿管でありますが、それについては廃止すると。それが温泉の、ちょっと私旅館の名前わかりませんけれども、有料道路からきてその温泉街にぶつかるところまでは新たな配管を計画しております。

以上です。

人見委員 了解。

岡本委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

認定第12号 平成22年度那須塩原市水道事業会 計決算認定については、原案のとおり認定すべき ものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

そのほか執行部から何かありますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、以上で水道管理 課、水道施設課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会 を開きます。

下水道課の審査

岡本委員長 ただいまから下水道課の審査を行い ます。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、ここで部長より出席者の確認をお願 いいたします。

岡崎上下水道部長 (執行部説明員紹介·出欠確認)

議案第35号の説明、質疑、討

論、採決

岡本委員長 それでは、早速、議案第35号 平成 23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を 議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島下水道課長。

君島下水道課長 (議案第35号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

岡本委員長 質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補 正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきも のとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号の説明、質疑、討

論、採決

岡本委員長 続きまして、議案第39号 平成23年 度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第2 号)を議題といたします。 執行部の説明をお願いいたします。

君島下水道課長。

君島下水道課長 (議案第39号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 執行計画書の24ページ、今の説明にあったんですが、この計画書のほうがわかりやすいんでね。大原間、国道の件なんですが、先日説明でもらった工程表を見させてもらったんですよね。まずはその工事区間。どこからどこまでやるのかとちょっとまだ不明なのかなと。この間、工程表もらったのがこれ24年度からは県道大田原高林線から県道東那須野停車場線とか、25年度が県道東那須野停車線から県道東小屋黒羽線ということで国道が全然入っていないので、どこでするのかなと。

岡本委員長 はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 ただいまの鈴木委員の質問でございますが、区間ということで、県道大田原高林線と4号線の交差点から......

鈴木委員 県道、アンダーの。

君島下水道課長 そうですね、南、大原間南の交差点、西通りアンダーとの交差点がございますね、そちらから駅前、東口の停車場線との交差点付近までということで、その区間が24年度の工事予定。 鈴木委員 そうすると、あそこのところ歩道があるじゃない、歩道陸橋。

君島下水道課長 はい。あそこのところの信号まで、あの付近までがということです。

鈴木委員 付近までが24年か。

君島下水道課長 はい。

鈴木委員 そこから.....、

君島下水道課長 北へ向かいまして東小屋のセブ ンイレブンのある交差点までが次の工事というこ とで二区間に分かれるところになります。 鈴木委員 なるほど、はい、理解しました。

その間について、用地買収はほとんど済んでい るのかどうなのかということです。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 本年度の当初の段階で一部まだ終わっていないところがあるということで宇都宮国道事務所のほうからは話を伺っております。それについては順次用地買収のほうに入っているということでございますので、うちのほうは用地買収のできているところから工事のほうを順次進めさせていただくということで計画を進めております。

以上です。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうしますと、大田原高林線ということだから、アンダーのところから駅前のところまでの部分についてはもうほとんど済んでいるのかどうなのか。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 やはり一部残っているところが ございますが、そこはほとんど一番用地買収の進んでいるところでございますので、そちらのほう は割と早く進めるのではないかというふうに思っております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ということは、反対に、逆にセブンイレブンのほうが一部残っているということですね。 岡本委員長 はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 はい、そうです。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると、24年度から工事始まるということで、それが24年度中にはほぼ完成するのかどうか。まあ見込みだからね、完成させる予定ではやるんだろうと思うんだけれども、それにつ

いては完成する見込みというか、それは。

岡本委員長 はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 24年度の工事につきましては、 一応考えている部分については24年度中に全部完 了させたいというふうに考えております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうしますと、その全体での総事業費 は幾らになるんでしょうか。

岡本委員長 君島下水道課長。

君島下水道課長 過日の委員会の協議会でもちょ っと簡単にお話しさせていただいたと思うんです が、大体管渠工事のほうだけで大体約1億2,000 万ぐらい、1億二、三千万ぐらいではないかとい うふうに考えております。そのほかに、今既存の 管が入っておりまして、そちらのほうの撤去も国 道事務所のほうから協議の中では撤去してほしい というような話もありまして、それをすべて撤去 するということになるとまた同じよう、その管渠 布設にかかわるのと同じぐらいの金額がかかって しまうのではないかという予想をしておりますの で、そうすると全線撤去ということになりますと、 工事の延長が大体800mちょいありまして、両サ イドですので1,600mぐらいありますので、それ に大体8万ぐらい掛けたのが工事費というふうに 考えております。

鈴木委員 メーター8万。

君島下水道課長 そうですね、メーター当たり8万円ですので1億二、三千万ぐらいになるかと思います。撤去費も同じぐらいということは大体16万ぐらいですので2億四、五千万ぐらいではないかというふうに、一応これはざっと概算ですけれども、そういう今までの管渠布設工事とかといったものから大体そのぐらいになるのではないかというふうな予想はしていますが、管渠の撤去についてはまだこれからの国道事務所のほうともうち

ょっと、例えば撤去しないで管の中をふさぐような仕事でもうちょっと安くできるような工事で何かないかとかその辺については今後の打ち合わせの中で何とか進めていきたいというふうには考えております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そうすると撤去と合わせて 2 億4,000 万ぐらいということで考えていいんですかね。た だ、これは 1 億800万......、もう一回、 2 億2,000 万ぐらいでということで考えていいんですね。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 そうですね。工事、一応今のところは撤去のほうは私のほうはまだ具体的にはちょっと話が煮詰まっておりませんので、管渠布設のほうだけ大体1億二、三千万ぐらいはもう少なくともこれはかかるということで考えております。あとプラスアルファの部分は、これが撤去になるとやっぱり1億二、三千万ぐらいかかると。これが例えば埋め殺しでいいよということになればまたその1億二、三千万はもうちょっと圧縮されるのではないかというふうな気はしておりますが、具体的に撤去しないで、埋め殺しでいいのか、あるいは全部撤去なのかというのはまだちょっと答えが煮詰まっておりませんので、今後の協議の中でもうなるべく早く検討いただいて進めていきたいというふうには考えております。

鈴木委員 はい、わかりました、じゃ最後に。 岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 まあ最後にということもない、まずこの字が読めないんですよ、はっきり言って。工事請負費の中で汚水管、何て読むんですか。

君島下水道課長 管渠ですね、ちょっとこれ消え ていますが、管渠です。

鈴木委員 管渠。管渠ってどういう意味なんです か、これ。 岡本委員長 君島下水道課長。

君島下水道課長 管渠、何ですかね、通すもの。 要するに、管は管ですので丸いものですね、それ を水とか何かいろいろ通すようなものを総じて管 渠とか暗渠とか、ですので下水道の汚水を通す丸 い管を総じて管渠とかというふうに言います。暗 渠というのを読まないというか、ないものとして 考えてもらっても基本的には一緒ですけれども、 我々は管渠という言い方をしていますので。

鈴木委員 これウと、管渠ウって。

君島下水道課長 ウは入らない......

鈴木委員 じゃあ再度、すみません。

事業内容というか、詳しくこれを見ただけではちょっとわからないんでもう少し詳しく教えてもらうといいんですが。どういった形にするのかという部分では……、何か前にもらってはいないよね、工程表しかないわけで、どういうふうな工事内容というか、簡単に教えていただければと思います。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 すみません、工事箇所、当初予算の中で西那須野地区、黒磯地区等の工事箇所が当初予算でのっていたかと思うんですが、今年度、実は今年度に入りまして国庫補助事業の内示額が管渠、管の工事ですね、管渠の工事のみで約70%ぐらいしか国の補助内示がなかったんですね。ですので、うちのほうでやりたかった工事が3割ほどできないと、事業費で3割。3割をやらないことになりますと、途中で3割の部分をお金を縮めてやるか、あるいはその3割少なくなった分をどこかの工事に割り振って、全部やりたい延長を全部やるように路線数をある程度集約して必要な延長を全部やるかというそういう方法をいろいろ決めなくちゃならないんですけれども、その中でうちのほうは路線をある程度絞ったり、延長を若干

短くしたりして、補助事業の内示額に合わせた工 事の予算というか、路線の事業費を組み替えまし た。

鈴木委員 3割足りないということだね。 君島下水道課長 そうです。その3割分を。 鈴木委員 あっちこっちから集めたと、集めよう と。

君島下水道課長 集めたり、あっちやったりこっちやったりしながらそれを組み直しているのがこの辺に書いてあります国庫補助の第一工区外5路線とか、18幹線の枝線、国庫補助の第一工区外6路線ということで集約したりしているのがこの中。それは特定環境保全のほうの工事も含めましてやりくりをしているということでございます。

鈴木委員 もう一回いいですか。

岡本委員長はい、鈴木委員。

鈴木委員 要は、国庫補助で来るんだけれどもうちのほうで3割もちなさいと、そういう中で金を何とか工面するのにこのあっちこっちの工区というか、外効果促進事業とかそういうところで3割分を事業縮小させてその金を集めなさい、集めたという部分で考えているのかどうか、そこら辺ですね。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 すみません、説明がちょっと足りなくて申しわけありません。簡単にいいますと、10路線あったうち7路線にしますよという話です。要するに3割分が、工事が3割切られた、国から来る補助事業が3割切られちゃっておりますのでその3割分はできません。その分の補正というのはとっていないんですね。要するに3割不足しちゃったので単独ででもやらせてくれというような補正はしておりません、今回は。減った分に合わせまして、中の組み替えをしますよということなんですね。ですので、路線がイコール金額ではあ

りませんので、実際は正しい言い方ではないかも しれないんですが、例えといたしましては10路線 あるうち3割が減らされちゃったので7路線にし て工事をやりますよというふうなことなんです。 鈴木委員 その残りの3割に関しては縮小したり とかという部分だということですね。

君島下水道課長 はい、そうです。

鈴木委員 それが縮小、検討をしている部分がこ の工区だということでいいんですね。

君島下水道課長 そうです、はい。

鈴木委員 まあどこの部分だかわからないけれど も、わかりました。

岡本委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

議案第39号 平成23年度那須塩原市下水道事業 特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可 決すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しま した。 議案第40号の説明、質疑、討

論、採決

岡本委員長 続きまして、議案第40号 平成23年 度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島下水道課長。

君島下水道課長 (議案第40号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号 平成23年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

岡本委員長 ここで、建設水道常任委員会を決算 審査特別委員会第4分科会に切りかえます。

それでは、認定第1号 平成22年度那須塩原市 一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた します。

執行部の説明をお願いいたします。

君島下水道課長。

君島下水道課長 (認定第1号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 136ページ、循環型社会形成推進交付 金事業として255基と市単独事業として7基とい うことですけれども、この違いというか、何がど ういうふうに違うのか教えてください。

岡本委員長 課長。

君島下水道課長 循環型社会形成推進交付金事業 というのは、いわゆる国の補助を受けて出せます 浄化槽の設置の補助でございますが、これは条件 がございまして、うちのほうで言う下水道の認可 区域ですね、今下水道が進めております認可 区域の中はこの補助金の対象となりませんので、国の ほうの補助で、国・県のこの補助が対象になりませんので、その中でもどうしても下水道の整備が なかなか進まないようなエリアが、地形的にとか あとは時間的に進めそうにないエリアがありまして、そちらのほうにつきましてはこの単独事業の 補助になるところにつきましては155基ですね、こちらを利用しておりまして、ちなみに23年度からは県のほうのまたその対象の条件が厳しくなっ

てしまいまして、今までは認可の外側であれば県のほうは補助になったんですけれども、今は認可の外側に全体区域ということで、まだちょっと先まで下水道の手のつけられないエリアがあるんですが、そのエリアも対象になりませんよということで条件が厳しくなってしまっております、23年度は。22年度までは認可の外側、認可の中だけだめですよということで認可の外側は大丈夫だったんですけれども、そういうことで補助を単独とそれから国庫補助、県費補助を使った補助として分けております。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 その認可区域についてはやっぱり見直 し等なんかやっぱり何年かに一遍なんかにしてい くのか、それとも計画、いつ計画したんだかちょ っとわからないんですけれども、その計画どおり に進めていくのかといいながらもなかなか地域に よっては今言ったようになかなか下水道進められ ない地域もあると思うんですが、そこら辺のとこ ろの見直し等々についてはどういうふうに検討し ているのか。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 ただいまの質問でございますが、認可の区域につきましては認可期間というのがありますので、その期間の中で実際にどのぐらい整備率が上がっているかとか、それから市街化とかそういういろいろな状況を見きわめながら次の認可を広げる、拡大するのか、あるいは広げないで期間だけ延伸するのかというのはそういった状況の中から検討されていくものでございまして、23年3月31日に認可変更をとっておりまして、それは今度4カ年間ですね、27年3月31日まで、23年4月1日から27年3月31日までの4カ年間の認可をとっておりますので、これはとりあえず今のままで進んでいくわけですが、やっぱり終了に近づ

くまでには広げるべきなのか、期間の延伸をする べきなのかということでまた検討しなくちゃなら ないんですが、その際には当然浄化槽、合併浄化 槽のうちのほう補助も出しておりまして、基本的 には全体のエリア、全体というか那須塩原市の市 域の全体の中ですみ分けというのがございますの で、すべてが公共下水道でしなくちゃならないと いうふうにはなかなかなりませんので、浄化槽で 推し進めたほうがいいエリアとか、公共下水道が 進めていくべきエリアとかというのも含めて検討 の中でその認可の変更ですね、やるものを一応検 討していかなくちゃならないというふうになって おりまして、拡大する際にはおおむね大体整備率 が70から80%程度以上進んでいないと次広げてい いですよというふうになかなかならない、おおむ ね80%ぐらいですかね、大体ね。要するに、まだ 残っているのに次広げようというのはちょっとな かなか難しいということになってきます。

岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 今、国のほうではあえて下水道だけ進めようという動きではないと思うんですよね。合併浄化槽も当然コストのことを考えると合併浄化槽で進めてもいいのではないかなというような検討をしていると思ったんです、たしか。だから、そういった流れ見るとやっぱり那須塩原市だって両方進めていくことが大事なのかなと思うんですが、そこら辺のところも検討はしているんですか、どうなんでしょう。

岡本委員長 君島下水道課長。

君島下水道課長 鈴木委員のおっしゃられるとおりでございまして、当市においてもその辺については検討しておりまして、やはり一番はやっぱりコスト、それから後々二次経費というんですかね、そういったものにどれだけ金がかかるというのがやっぱり大きなところで、やっぱり特会やってお

りますので、その辺の中でやはり金のかかるところまでは進んでいけないということがありますので、そういったところは浄化槽を積極的に補助していくようにやっていかなくちゃならないというふうには考えております。

以上です。

岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 そういった中で単独事業ということに なるんでしょうから、よろしくお願いしたいと思 います。まあ単独補助というか。

君島下水道課長 はい、わかりました。

鈴木委員 じゃあもう1点だけいいですか。

岡本委員長 はい。

鈴木委員 220ページで、特別会計ということで、 昨年から見れば 1 億6,000万ぐらい減っていると か、公債費もそうですけれども、歳出も減ってき たということですけれども、やっぱりもう少し詳 しくちょっと減った内容というかそれを教えてい ただきたいと思うんですが。那須塩原市もいろい ろな予算がある中で下水道が一番予算削られたよ うだというような話も聞きますので、その点もう 少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 それでは、議案資料の84ページ を見ていただければ……、すみません、大変申し わけありません、一般会計のほうの歳出につきま しては、特別会計、下水道特別会計のほうで改め まして詳しく説明をさせていただきますので、よ ろしいでしょうか。

鈴木委員 いいですよ、わかりました。 岡本委員長 それでは、ほかにございますでしょ うか。

〔発言する人なし〕

岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結い たします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳 入歳出決算認定については、原案のとおり認定す べきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号の説明、質疑、討論、

採決

岡本委員長 続きまして、認定第6号 平成22年 度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島下水道課長。

君島下水道課長 (認定第6号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

大野委員。

大野委員 すみません、市政報告書の364ページ なんですが、1項1目一般管理費の下水道総務事 務費20事業で、報酬のところで下水道審議会委員 報酬(14名)とあるんですけれども、何回ぐらい 審議会開催されたのか、すみません、ちょっとお 伺いしたいのと、あとその下の報償費、報償金で 下水道審議会助言等謝礼ってあるんですけれども、 これについてちょっとお聞かせください。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 すみません、ただいまの質問で ございますが、下水道審議会の開催回数は昨年度 は8回となっております。

それから、謝礼につきましては、これは下水道 審議会の委員長さんになりますが、そちらの方に 委員会の前に必ず打ち合わせをさせていただきま して、そういったことに対する謝礼ということで 別にお願いをしてやっていただいたということで ございます。

岡本委員長 大野委員。

大野委員 ということは、要するに事前に打ち合わせを委員長さんとしたときの謝礼という形で解釈してよろしいですか。

岡本委員長 君島下水道課長。

君島下水道課長 21年から22年度にかけまして審議会、下水道課のほうから審議会のほうに対しまして今後の下水道のあり方ということで諮問をさせていただいたところ、途中から下水道中期ビジョンという形のものをつくったほうがいいんじゃないかということで、大きな下水道のあり方を考える上でそういったものをつくったほうがいいんじゃないかということで、ちょっとかなり広範囲にわたっていろいろなことを検討するということで、委員会のほうに相当お世話になるようになりました。委員長さんのほうにもかなりアドバイスをもらったり、事前に相談をしたりそういった機会がふえましたので、一応報酬とは別に一応謝礼という形で、一応作新学院大学の先生という形でございましたので、一応かなり忙しい時間を割い

ていただいてやっているものですから、そういった中で謝礼という形でお願いしたということでございます。

大野委員 了解しました。

岡本委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 今の続きなんだけれども、ほかの審議 会に謝礼なんかやっていないんじゃないかと思う んだけれども、これ助言をもらったからって謝礼 するというのは何かいかがな……、まあ去年の慣 例でなっているんだかどうかわからないけれども、 去年の報告書でもやっぱり上がっているんですね。 金額的にもどのぐらいなのかちょっとそこら辺の ところ聞きたいと思うんだけれども、まあほかの 審議会の委員長さんにはこういったものはないと 思うんだけれども、ましてやその審議会の中で、 先ほど8回ということで委員会開いているわけで しょう。そういう中でやっていて何で.....、そう いう中でも助言とか当然審議会だから市のほうに はもらうわけだろうし、何で謝礼するのかなとい う、ちょっとそこら辺のところは理解できない部 分なんですが、金額的にはとりあえず幾らぐらい やっているのか。

岡本委員長 はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 すみません、一応打ち合わせのことは2万という形で謝礼を出させていただいたということでございまして、全部で7回ほど打ち合わせをやったということで、14万円を支出いたしております。

岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 これは何か検討してもらったほうがいいのかなと思うんですが、どうなんでしょうね。 ほかの、さっきも言ったようにほかの審議会でも 多分こういうのはやっていないと思うんだけれど も、まあ過去の、菊一さん当たりは先輩でこうい うものをずっと流れとしてやってきた経緯がある のかどうかちょっと参考意見として聞きたいと思 うんですね。

人見委員 この事例というのはちょっとないんじゃないの。

鈴木委員 去年も入ってんだよね、去年の報告書にもこの謝礼という部分は。だから今までずっとこういうものを流れとしてやってきた経緯があるのかどうか、そこら辺のところは。

岡本委員長 君島下水道課長。

君島下水道課長 すみません、ちょっとかなり以前のやつまではちょっと今把握してないものですからちょっと調べさせていただきまして、ほかの委員会とかもいろいろとあると思いますので、そちらのほうと比べまして、もし必要があれば検討するということで、ちょっと今実情がちょっとわからないものですから。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 そこら辺のところはしっかり検討して いただいてということでお願いしたいと思います。

引き続き362ページで、この無届接続工事過料 ということなんですが、これどういった内容なの か教えていただきたいと思います。

岡本委員長 君島下水道課長。

君島下水道課長 こちらにつきましては、指定工事店が基本的にはうちの下水道のほうに公共下水道に接続する際には必ず接続させてくださいということで確認申請という建築確認なんかと同じような下水道に接続しますよという確認申請を出すことになっているんですが、これを出さずにいわゆる本当に未届で、出さないまま自分でもう勝手にそれをしてしまったということが、うちのほうのPR、要するにお宅はまだつないでいないんで急いでつないでくださいねというPRを年に2回ぐらいずつある程度月間とか期間を決めてやって

いるんですけれども、そういう中でつないでいな いのでというふうに言ったらば、いやうちはつな いでいますよというような話があって発覚した。 何だよ、うちはつないでいますねということにな ると、じゃ何でといろいろ調べてくると業者さん がうちのほうに出していなかったと。その人はつ ないで当然手続は全部してもらっていると。何て いうんですかね、レシートですかね、検針のとき のレシートも置いてくるんですけれども、それも もらったままでよくこうなかなか普通見ないのが 多いんですけれども、よく見て、注意して見ても らうと水道使用料が何立米で幾ら幾ら、下水道が 幾ら幾らと入るんですけれども、あそこのところ に下水道の料金が入った。そんなのはわからなか ったと、つながっていたのはもう当然自分が頼ん でいるのでつながっていたのは知っていた、だけ れども手続がされていないとは思っていなかった というようなものが2件連続で22年度にはあった ということで、そのやった工事業者さんにうちの ほうの規則に基づきます過料を課したということ でございます。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 いわば罰金ということだね。はい、わかりました。

それと369ページ、普及率なんですが、51.6% ということで、最終的には目指せ100%だと思う んですが、計画としては何年ぐらい目標で何%目 標にしているのか、そういった計画があれば教え ていただきたいなと思います。

岡本委員長はい、君島下水道課長。

君島下水道課長 ただいまの鈴木委員の質問でございますが、公共下水道のみでいうと100%にならないんですね、残念ながら。計画人口は那須塩原市域全域じゃないものですから、これだけだと全体が100%にならないということで、計画人口

が公共下水道は約8万9,000人ぐらいを公共下水道だけで見込んでおります。それ以外は、あとは農集ですとか浄化槽等によりまして11万7,000人程度を見込むということでそれで100%になるということなんですが、ちなみにざっくばらんに今現在でいいますと、農集が2.8%、それから合併浄化槽が11.8%、その他ということでその他が1.9%で、昨年度末、23年3月31日現在で市全体でいいますと、そういったその他の処理も含めて67.9%になってございます。ということで、100%になるのにはその他のやつも全部含めた上でということなものですから、公共下水道でいうと約75%ぐらいが計画になってくるということでございます。

鈴木委員 はい、わかりました。 岡本委員長 ほかにございませんか。

[「はい、結構です」と言う人あり] 岡本委員長 ないようですので、質疑を終了した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了い たします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第6号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」「私だけちょっと反対」と

言う人あり〕

髙久委員 さっきの報酬、だぶっているといって いるみたいなことで、委員長にお金を出している ということで、そのほかに出しているということ でちょっと認められません。

岡本委員長 それでは、これより採決いたします。 認定第6号 平成22年度那須塩原市下水道事業 特別会計歳入歳出決算認定については、原案のと おり認定すべきものとすることに賛成の諸君の挙 手を求めます。

[替成者举手]

岡本委員長 挙手多数。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここでお諮りいたします。

昼食の時間なんですけれども、あと1件という ことなので続行でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

認定第7号の説明、質疑、討論、

採決

岡本委員長 それでは、続きまして、認定第7号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島下水道課長。

君島下水道課長 (認定第7号について説明。) 岡本委員長 説明が終わりましたので、各委員の 質疑、意見等をお受けいたします。

[発言する人なし]

岡本委員長 ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

岡本委員長 意見がないようですので、質疑を終

了したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

岡本委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

岡本委員長 ないようですので、討論を終結した いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第7号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

岡本委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

審査項目は以上なんですけれども、執行部から そのほか何かありますか。

〔「すみません、訂正を」と言う人あり〕 岡本委員長 はい、課長。

君島下水道課長 先ほど説明の中で、市政報告書の364ページ、下水道審議会の助言等をされる中に、発言をいたしました7回で14万円という数字だったんですが、ちょっと調べましたところ、8回で16万円の誤りでしたので訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。岡本委員長 木下委員。

木下委員 ちなみに、それだったらば、こういう 助言を、助言の内容大体わかりますでしょうから、 ちょっと公表してもらいたい。

岡本委員長 はい。

相葉管理係長 下水という専門性のある特異な分野なものですから、審議委員の皆様に1年目は整備のあり方、2年目はもう経営のあり方ということで各委員さんにわかりやすい資料の内容、そしてわかりやすい進め方ということでいろいろと事務局に指導、アドバイスをいただきながら、公務、大学の教授という公務の合間を縫っていただいた、時間を割いていただいたものですから、そういうご指導をいただきながら毎回進めて資料作成などを進めてきたという経緯がございます。ですから、時間中以外、夜間、朝問わず資料の作成に当たっては何回そういうアドバイスいただいても、1回の実施に当たり2万円という決めの中でご指導をいただいて、計14回の2年間の各審議会を進めてきたという現状がございます。

ですから、そういう意味で1回に当たり2万という金額は、もうアドバイスの内容は幅はあるんですけれども、各1回がわかりやすく、今後の市の下水道のあり方、経営の進め方をというテーマを審議委員の皆様にわかっていただいて結果を得られるというそういう道筋を立てていただく総括的な意味も含めてのいろいろなアドバイスをいただいたということで1回に当たり2万を支払ったという経緯がございます。

以上です。

岡本委員長 はい、人見委員。

人見委員 その指導、大学というのは、時間帯と してどういう時間帯なの。それが自分が都合つく 時間というような説明だったけれども、何時間も。 岡本委員長 はい。

相葉管理係長 先生の授業のない時間帯、例えば 午後2時から3時とか、授業がある日は5時から 8時とか9時になったりそういう時間帯もありま した。ですから、先生の合間を縫っての時間帯で、 最低打ち合わせに2時間程度は毎回必ずしており ました。

岡本委員長 鈴木委員。

鈴木委員 やっぱりどうしても必要なものなんで すか、それは、打ち合わせは。何でかんでそうい う委員会開く前の打ち合わせということでしょう。 そういう分ではないんですか。だから、それ委員 会開く前に打ち合わせしたんじゃ何のための委員 会なのかなと思っちゃうんだけれども。そういっ たいろいろな意味合いも含めて委員会の中で討論 するんじゃないのかなと思うんだけれども。だか ら、こういう会議だってこういう会議をまず事前 にしますよという、終わりに、会議の中で終わり の中、時間帯、最後のころになってじゃあこの次 はこういうことをやりますよというようなテーマ を出すわけでしょう、そして次の委員会のときに いろいろな意見をそこで討論、審議するわけでし ょうから、相談するというのはちょっと審議会の ではなかなかちょっと理解できないんだよな、相 談するという.....、それは会議を進行するための 相談というか、一つはそれも含めてなんですね。 あとの計画をつくるとかというのならまだわから ないこともないんだけれども......。

久利生下水道課長補佐 ひとつよろしいでしょうか。

岡本委員長 はい、久利生下水道課長補佐。 久利生下水道課長補佐 よろしいですか。 岡本委員長 はい。

久利生下水道課長補佐 座ったままで失礼します。 ただいまの件なんですけれども、下水道審議会 ということで先ほど意見ありましたように、2カ 年にわたって下水道のあり方というもの、それか ら今後の使用料等を含めた見直し、そういったも のについての考え方について審議をしていただい たわけでございます。それで、1年目については 現状、下水道の経営の現状を細かく分析したわけ でございます。

そういう中にあっては会長をやっていただいた 太田会長でございますけれども、経営、下水道経 営という意味では作新学院大学の中にありまして 各自治体等、あるいは公的機関への講師、そうい ったこともかなり経験を、場数を踏んでいらっし ゃる方でございます。それで、経営ということに なりますと当然収入それから支出、そういったも のの内容、それから今後の使用料等の考え方、そ ういったものについて毎回の審議会において資料 を、審議委員の皆さんにわかりやすく説明するた めに資料をつくるわけでございます。当然資料作 成についても細かく専門的なアドバイスをいただ きました。当然先生も授業とか持っていらっしゃ る中なんですけれども、講義を持っていらっしゃ るわけですけれども、私どものほうで時間を割い ていただいて、大学まで行って2時間とかあるい は3時間とかという時間をその間本当にそちらの 勤務をやめていただいて話してもらいました。そ れとあわせて、審議会の中で私どもでこういう資 料ということで考えていたんですけれども、専門 的な見地から間違いないでしょうかと事務局で案 を示します。そうしますと、平日の時間外ですね、 7時、8時とかというときにも先生のメールで直 接やりとりをして資料の正しいかどうかという指 導もいただいておりました。それを毎回やってい ただいたものですから、各審議委員さんにも出て いたものとは別に謝礼ということでお支払いをし た、そういう経過がございます。

岡本委員長鈴木委員。

鈴木委員 まあ資料をつくるという、そういう大 前提という部分で理解しました。ただ、それだっ たらここに出すのに助言とか謝礼でいいのかなと いうと決してそうはいいとは思えないんですよ。 だから、もし出すのであれば、参考としてだけれ ども、報酬の中に委員長さんに別個でという形で 入れたほうがいいのかなという気がしたんだけれ どもね。こうやったらこれ突っ込まれるよ、これ。 謝礼って何なんだって。こう言っちゃ何だけれど も、ここで反対討論が出たけれども、そこで突っ 込まれるわけだから、そこら辺のところだと思う んだけれども。

岡本委員長 君島下水道課長。

君島下水道課長 すみません、鈴木委員のおっしゃられるとおりだと思います。確かにそういった報酬的な意味合いも含めてでありますので、本当に一概に謝礼といえるものなのかどうかというのもありますので、その辺も含めてちょっと前のやつもちょっと洗い直しまして、一度よく調べた上で検討させていただければというふうに考えております。

岡本委員長 はい、鈴木委員。

鈴木委員 突っ込むかどうかは別として、本当、 意味合いはわかりました。本当に審議会を進める ためのそういう部分で必要だというのは本当理解 できました。今言ったように、本当に別な形で考 えてもらったほうがいいのかなと思います。

岡本委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

岡本委員長 なければ、長時間にわたりありがとうございました。

本日の審査事項は以上で終了となります。

4のその他に入る前に、ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

執行部の皆さん、大変ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時50分

再開 午後 零時55分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会 を開きます。

その他

岡本委員長 これより、4のその他に入ります。

まず、所管事務調査についてなんですけれども、 皆さんどこか何かご意見等ありましたでしょうか。

[複数の発言]

岡本委員長 過去の視察をちょっと洗い出してみて検討してみたいと思いますので、全協終了後にちょっとお集まりいただいていいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

岡本委員長 それでは、そのほか何か皆さんから ありますでしょうか。

[発言する人なし]

岡本委員長 事務局からは。

(「事務局のほうはありません」と言う人 あり)

岡本委員長 それでは、4を終了いたします。

閉会の宣告

岡本委員長 以上で建設水道常任委員会を閉会い たします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時12分